

令和 6 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

令和6年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

令和6年12月10日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 4時06分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1 号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2 号 令和6年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 8 議案第 3 号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 4 号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 5 号 令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 6 号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第 7 号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 8 号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第 9 号 令和6年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 財産の取得について【ポリ鉄R 予定数量88,830kg】
- 16 意見書案第1号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書
- 17 意見書案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書
- 18 議員の派遣について
- 19 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君

10番 加藤 進 君
13番 松田 兼宗 君

12番 東 隆一 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	山 下 英 一 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記 長	石 岡 丈 宜 君
監査事務局書記長	小 田 桐 克 幸 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
企画振興課参事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	東 克 宏 君
保健福祉課長兼 保健センター長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
住民生活課長	阿 部 泰 之 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 技 術 長	濱 野 真 行 君
農 林 課 参 事	佐 藤 一 司 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	白 石 秀 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
建設課技術長	伊 藤 正 吾 君
砂原支所長兼 地域振興課長	落 合 浩 昭 君
町民福祉課長	奥 山 太 崇 君

教 育 長	毛 利 繁 和 君
学 校 教 育 課 長	坂 田 明 仁 君
学 校 教 育 課 参 事	藤 嶋 希 君
学 校 教 育 課 参 事	名 生 達 也 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	須 藤 智 裕 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	木 村 忠 公 君
給 食 セ ン タ ー 長	敦 賀 靖 之 君
国 保 病 院 経 営 企 画 総 括 監 兼 さ くら の 園 ・ 園 長	柏 渕 茂 君
国 保 病 院 事 務 長	千 葉 正 一 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良 文 君
消 防 長	松 居 順 一 君
消 防 次 長	佐 山 寿 一 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小 田 桐 克 幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	関 孝 憲 君
庶 務 係	木 村 友 理 香 君
総 務 係	水 嶋 篤 市 君
総 務 係	山 内 梨 沙 君
財 政 係	川 本 歩 美 君
行 革 D X 推 進 係	水 口 祐 太 君
人 事 厚 生 係	山 崎 友 也 君
人 事 厚 生 係	満 間 笑 歩 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 3 議案第 2 号 令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 10 号）
- 4 議案第 3 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 5 議案第 4 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 議案第 5 号 令和 6 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 7 議案第 6 号 令和 6 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 8 議案第 7 号 令和 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 議案第 8 号 令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 10 議案第 9 号 令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 11 議案第 10 号 財産の取得について【ポリ鉄R 予定数量 88,830kg】
- 12 意見書案第 1 号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書
- 13 意見書案第 2 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書
- 14 議員の派遣について
- 15 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和6年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくよう、ご協力願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席6番、野口周治君、議席7番、斉藤優香君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から12月11日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力願ひ申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） おはようございます。行政報告を行います。

9月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年は、11月に入ってから比較的穏やかな気候が続いておりましたが、ここ数日は寒

い日が続き、冬の訪れを実感しているところであります。

初めに、10月6日に行われた森町町長選挙では、多くの町民の皆様からのご支援を賜り、町政2期目への負託をいただきました。これまで町政へいただいたご協力やご指導、ご鞭撻に対して全ての町民の皆様へ感謝を申し上げるとともに、皆様からのご支援のおかげをもちまして心強く2期目の町政を始められたことに対し、重ねて心より感謝申し上げます。

2期目の初登庁となった10月21日は、午前8時から職員に対し訓示をいたしました。その後、議会10月会議では所信表明をさせていただきました。その場でもお話しさせていただきましたが、私の原点は町民主役のまちづくりであります。町民の皆様が今以上に誇りを感じられるまちづくりを引き続き追求していく所存であります。

本年8月16日に函館市にある社会医療法人高橋病院の高橋理事長より「ICTを活用した地域連携システムの構築について」という内容で町内の介護保険施設の職員などを対象に講演をしていただいた経緯から、標準型電子カルテ、電子カルテ情報共有サービスのモデル事業への参加を依頼されました。医療DXを推進することにより、今後救急医療、介護現場で切れ目ない情報共有が可能となり、迅速で的確な治療を受けることができるメリットがあります。また、本モデル事業への参加により町民の皆様へ安全、安心な生活の一端を全国に先駆けて提供でき、かつ病院の先進的な取組が評価されれば医師や医療専門職員の確保につながると判断し、参加を表明いたしました。

電子カルテ情報共有サービスのモデル事業は、全国の都道府県で10か所設定されております。北海道では国立病院機構函館医療センター、社会医療法人高橋病院と当院の3病院が推進することとなり、11月6日には厚生労働省医政局が主催のキックオフミーティングが開催されました。また、12月18日にはこの3病院でICTを活用した地域連携システムの構築に関する協定を締結する予定となっており、さらなる医療連携の強化を図ってまいります。

さて、11月23日から24日にかけては静岡県森町産業祭もりもり2万人まつり&農協祭の招待を受け、木村議長、毛利教育長、物産協会関係者と共に参加してまいりました。祭りの当日は好天に恵まれ、朝からたくさんの来場者で祭り会場を埋め尽くすほどの盛況ぶりです。私も物産協会の皆さんと一緒に北海道の海の幸を販売させていただきました。オープニングセレモニーでは北海道森町の水産物や北海道の1次産業の現状などをご紹介させていただくとともに、地元の中学生の皆さんにも販売のお手伝いをいただきました。おかげをもちまして人気のベニザケは販売開始後すぐに、そして焼きホタテは10時半頃に完売となりました。

また、太田町長から台北駐日経済文化代表処横浜分処のチョウ・シュクレイ処長をご紹介いただき、懇談させていただきました。当町においても8月に台湾の彰化県彰化市と友好交流協定を締結しました。両森町の友好が台湾との交流を機にますます深まることを心から願っております。

最後となりますが、12月7日に解体撤去される上台町旧森小学校教員住宅を利用し、大

規模地震災害発生時における倒壊家屋からの救助訓練を実施し、多数の方々に参加、参観していただきました。この訓練は、倒壊建物から要救助者を救助する想定で上台町内会、森町建設協会、消防、警察、役場職員で協力し合い、被害の確認、瓦礫の除去、救出、搬送、応急手当や救急車引継ぎまで安全を確認し合いながら行う訓練でした。これからも災害に備える訓練として森町の自助、共助、公助の協働と森町に見合った救助体制構築に向け訓練を実施してまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行うとともに、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局も含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

初めに、児童生徒の健康診断における脊柱側湾症の早期発見について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いまして児童生徒の健康診断における脊柱側湾症の早期発見についてお尋ねいたします。

現在年1回定期的に児童生徒の健康診断を実施されていると思います。学校保健安全法では、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという大きく2つの役割があるとされています。そして、学校保健安全法施行規則第6条において学校の設置者及び学校の責任で実施する学校健康診断の項目は、1つ、身長及び体重、2つ、栄養状態、3つ、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、それと視力及び聴力、それと目の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾病及び皮膚疾患の有無、次に歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、あと尿、それとその他の疾病及び異常の有無となっております。今回は3番目の脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態の項目のうち、脊柱側湾症の早期発見についてお尋ねいたします。

実は私も初めて知ったのですが、歯科、耳鼻科、眼科などは専門医が診察しているのに、この3番目の脊柱などの骨や関節を診察するのは専門医が来て実施するのではなく、内科健診の中で現在森町の病院の先生方、内科の先生、整形の先生、外科などの先生方が学校医として診察してもらっているようですが、森町の児童の各種健康診断をするに当たって

骨や関節などは専門医である整形外科の担当医がどうしてもできないのでしょうか。特に脊柱側湾症は、文科省や各病院の先生方には日本医師会からも通達が出ているように、早期に発見し、治療が必要とされています。治療が遅れると手術が必要となってきます。町内には既に発症して悩んでいる子もおられます。親御さんも大変な思いをしております。今後子供の脊柱側湾症の早期発見のためにも、家庭での観察はもちろんですが、教育委員会として児童生徒の健康診断に整形外科の担当医を依頼するべきだと考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

学校における健康診断は、学校保健安全法施行規則第5条第1項に6月30日までに行うこととされており、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を明らかにすることと健康教育に役立てるという大きく2つの役割があります。児童生徒等の健康診断マニュアルに近年健康上の問題は生活習慣に起因するものが多くなっているため、健康診断だけで把握することが難しくなっているため、学校だけではなく家庭における日常の健康観察が重要となっていると記載されております。また、検査方法及び技術的基準についても示されており、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態の検査の方法として、家庭における観察の結果、学校に提出される保健調査票、いわゆる問診票の整形外科のチェックがある項目を整理し、養護教諭が整理された情報を健康診断の際に学校医に提供し、学校医は提供された保健調査等の情報を参考に側湾症の検査を行い、学校医による目視や触診等で学業を行うのに支障があるような疾病、異常等が疑われるような場合には医療機関で検査を受けるよう勧め、専門医の判定を待つとなっております。脊柱側湾症の早期発見のため整形外科の専門医による検診ができるのが望ましいとは思いますが、専門医の確保、学校での対応など非常に難しい状況はあります。渡島管内で整形外科医が検診をしている例はございません。家庭での健康観察が非常に重要であることから、問診票等の説明や確認内容を精査し、保護者が記入しやすい問診票に改め、今後もマニュアルに沿って対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ございますか。

○8番（千葉圭一君） 再質問させていただきます。

令和2年に文科省が脊柱側湾症早期発見について日本医師会や全国PTA、全国教育委員会等に連絡していると思いますが、整形外科の担当医が難しいのならデジタルIT処理による側湾症を自動計算する医療機器の導入についてお聞きします。あるデータによると、令和4年で全国1,806の教育委員会にアンケート調査を実施したら966の教育委員会から回答があり、既に医療機器を導入済みと答えた教育委員会は139あったそうです。北海道でも医療機器の導入済みの教育委員会は2つありました。大学病院でも発症比率が100人に対し二、三人と非常に高いことから、持ち運びや操作が簡単で短時間で効率的に検診がで

きる医療機器を開発したと聞いております。こういう、背中をこう曲げて写すだけでパソコン上にゆがみが出るという、そういった機器です。さらに、令和6年3月に文科省からその検査機器を用いた脊柱の検査の手引、手順、こういった精密機器を用いた脊柱の検査の準備の手引というものが文科省からもう既に出されております。今年の3月です。教育委員会として整形外科の担当医が難しい状況であるならば、やっぱり子供たちの早期発見、治療による負担軽減などが見込まれる医療機器とか検査機器の導入をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） 機器の導入のことについて今ご質問がありました。この手引によれば、機器の導入については機器1台について最低でもスタッフ四、五名と一、二名の教職員が必要となっております。さらに、検査スタッフ等、機器操作等に習熟した臨床検査技師などのコメディカルが担当することが望ましいとされ、機器の性能上は1時間に四、五十人程度処理できるというふうになっているのですが、現実には上半身裸、それから下半身は尾てい骨まで下に下ろす状態をつくるということになっていますので、その着替えというのでしょうか、そのことを含めると男子でも1人四、五分、女子では多分10分前後想定されます。そういう中で、かなり難しいものとは思いますが、当然この機器による測定というのが有効であるとは思いますが、今後、もちろんまず財政のことがあります。それから、学校のほうの今教育課程上の問題がございまして、4月から6月までの錯綜した時期の中で、実は既に標準的な学校規模であれば9日ほど健康診断に使われているわけです。これは当然教育課程の授業の扱いにはなりませんので、学校としても非常に苦しいという、そういう学校の中の整理も必要ですし、先ほど言った機器の性能が上がって廉価な状況になればいろんな検討ができると思いますけれども、今後もこの医療機器については私どもも注視していきたいと思っておりますし、まずは問診票の改訂というか、書きやすい問診票に改めて今後経緯を見守りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○8番（千葉圭一君） 質問させていただきます。

医療機器につきましては、整形外科の先生がお見えになっても触診とか視診だけでは確かに難しい部分はありますけれども、今後子供たちの脊柱側湾症の早期発見には絶対必要だと考えております。遅れてしまうと脊柱を手術しなければならなくなってしまうので、導入は絶対不可欠だと私は確信しております。

さて、先ほどからご答弁の中に問診票の見直しの件について教育長からお話がありました。その問診票について再度お尋ね申し上げます。早期発見にはご家族の協力も必要だから、現在使用している事前の内科健診の問診票があると思っております。現在小学校1年生用のこういう問診票が1枚あります。それと、中学校1年生用の問診票が1枚あります。小学校2年生から6年生、中学校2年生、3年生の問診票が1枚あります。3種類あるのです、問診票。この3種類ある中で四肢、脊柱側湾症をチェックするこのイラストが載っているのが小学校1年生用と中学校1年生用の2つで、2年生から6年生、中学校2年生から3

年生用には文章がただ2つぴっと載っているだけで何ら親がチェックする、そういうイラストが一切載っていないのです。脊柱側湾症というのがほとんど思春期に発症しやすい病気だと聞いております。思春期といっても児童生徒によってそれぞれ迎える時期は違いがあるわけですから、このイラストそのものご家族がチェックしやすい問診票を小学校1年生から中学校3年生まで統一したほうが少しでも親御さんに早期発見に近づくのではないかと思います。せっかくですから、脊柱側湾症の写真もそうですけれども、この項目に載っている体を反らしたりなんだかという、こういったほかの四肢の部分の写真も実際には、検査のイラストというのは多分お持ちだとは思いますが、そういったものも事前に、もしくは同時に配付してチェックしてもらったほうが私はやっぱりいろんな意味で早期発見に近づくのではないかなと思いますが、改めて具体的にどのように問診票を改訂していくのか教育長の見解をお聞かせください。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

脊柱側湾症、概して側湾症と言っていると思うのですが、この早期発見は議員のお話にあるとおり非常に重要な観点と考えております。国であったり、医師会であったり、いろんな動きがあることは私も承知しているところですが、それを待つまでもなく、先ほど来お話ししたように問診票で少しでもその精度を上げたいというのは私どもも全く同じ考えでございます。そこで、1年生を対象に今までイラストで、そうすると保護者も意識しやすいし、どうなのかなということでイラストを載せておりましたが、2年から6年にはご指摘のとおり載っていない状態でずっときております。次年度から全学年このイラストについては載せるように今調整をしているところです。それから、四肢のチェック、この項目についてもきちんと検討の俎上にのせて、問診票の在り方について一度整理をして次年度の健康診断に生かしたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 児童生徒の健康診断における脊柱側湾症の早期発見についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、町史編さん事業について、議席4番、河野淳君の質問を行います。

○4番（河野 淳君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。質問事項につきましては、町史編さん事業についてです。

町史編さん事業については、自治体における歴史の記録資料としての意味合いだけではなく、先人たちが築き、紡いできた歴史があることで町民が郷土に誇りを持つこと、さらには私たちが未来に進むために必要な歴史資産そのものであると認識をしております。町史の編さんについては、合併前の旧両町において行われておりますが、合併後はまだ期間が短かったことなどから事業自体実施されていませんでした。新森町としてスタートしてから20年が経過し、合併当時の記録の収集などは年数を経過するごとに難しくなると考えられます。紙や写真の劣化による記録の喪失や戦後から高度経済成長期を知る町民の知見を残すことができる機会も少なくなることから、合併20周年を契機として町史の編さんに

ついて実施する時期に来ているのではないかと考えますが、町長、教育長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ご質問にありましたとおり、町史は自治体における歴史の記録資料であり、町民の方が郷土に誇りを持つことにつながるなど価値があるものと考えております。また、地域の観光の資料として役立つものとも考えております。現有の森町史は昭和55年3月15日に発行、森町の歴史を紡ぐ資料、北海道渡島国森町沿革史年表は昭和43年9月5日に発行、森町史写真集は昭和63年12月1日に発行、森町編年史は平成17年3月9日に発行しております。また、砂原町史は通説編、資料編、年表、写真集ともに平成12年3月31日に発行、砂原町の歴史を紡ぐ資料、砂原町遠隔史年表は昭和55年11月に発行しております。平成17年4月1日に旧森町と旧砂原町が市町村合併し、新たな森町が誕生しました。令和7年度には20周年を迎えることとなります。この間の歴史、記録は後世に残していかなければならないものと考えており、合併20周年を機に町史編さん事業に取りかかります。

なお、具体的な編さん方法や発行年度の詳細につきましては今後検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○4番（河野 淳君） それでは、再質問させていただきます。

町史編さんについて前向きな答弁をいただいたということで、私も当時合併10周年の担当をやっていたこともあり、なかなか合併の事業として何がいいのかというのを模索しながら取り組んでいたわけですが、また違う立場になって町史編さんも含め合併ということはどういうことなのだろうということを考えながら町史編さんについて質問したわけなのですが、今改めて考えると町史編さんについては2つの側面があると考えておりまして、先ほど町長もおっしゃっていたとおり、合併後の新しい自治体としての歴史として積み重ねていくということ自体がその自治体の一体感の醸成になるのではないかと。これは私もよく感じるのですが、合併前から住んでいる住民の方というのは実際合併してから元自治体のアイデンティティーというのはなかなか、新しい町に移行するということではなくて、どうしても旧森町、旧砂原町というアイデンティティーの中で動いているということが多いということが実感できます。実際新しい森町の住民だによって実感できるのは、合併してから生まれた子供たちが、自分たちの人生の中で新しい森町だと思って進んでいる方が一番新しい森町としての一体感を感じているのではないかと。実際今の子供たちはもう森町という一つの町の中で動いているので、もともと別のコミュニティがくっついたという感覚はないと思うのですが、よく人生に例えると結婚のようなものという例えがよくされるのですが、合併の記念事業は言うなれば記念旅行に行ったりですとかお祝いのパーティーをするということだと思うのですが、家族写真を撮ったりとか家族の記録を残していくということ自体が町史の編さん事業に当

たと思っています。これはずっと継続していくことで町として一つの自治体だよという在り方といいますか、その地域らしさを紡いでいくことになるのではないかと考えております。

2つ目、歴史資産ということなのですが、私も以前あまりそういうのは関心がなかったのですが、農業に従事しておりますが、その商品の価値として、ストーリーとかヒストリーがあることが商品価値を上げる一因になるということが最近痛感しているところでありまして、最近でいいますとタマフクラの部分で商品価値等を上げるヒストリーやストーリーが、上げることで一般の方からもタマフクラについての引き合いが多くなったりということを実感しております。そういうことが、個人が発信するということではなくて自治体という公的なところでそういう今までの歴史などを紹介していただけるということが農林水産業を含め産業の付加価値の向上につながるのではないかと考えております。私からの希望としては、今まで町史というのは紙媒体が主でありましたが、できればデジタル化、オープンソースなどで幅広く町民の方が利用しやすいような形になっていければよいのかなと思いますが、その辺についてもう一度見解をお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、様々な町で市町村合併が平成の大合併ということで行われました。やはり私も町長として地方行政を町民の皆様と、そしてまた議員の皆様と、そして町職員と一緒に進める中で、どうしてもお互いの、議員はアイデンティティーという言葉が使われましたけれども、まさにそれぞれの町、そしてそれぞれの地域で持っている様々な歴史、経緯、そしてまた先人たちの行ってきた、育ててきた、守ってきた様々な歴史的遺産というか財産というものが各地域に私は点在しているのかなと思います。そういったものを町史編さんを通じて後世に残していくという行為は、本当に行政が責任を持って行っていかなければならないと、そのように考えております。

そしてまた、こちら議員お話しのとおり、各産業の商品価値の向上に対しても、ストーリー性ですとか、経緯ですとか、特に今はインバウンドという流れの観光のそういった資源という中でも諸外国の来日される外国人観光客の皆様は、この日本国というところ、特にこの地域というところの町の成り立ちですとか、まちづくりの経緯、持っている文化、また文化芸術等々に本当に興味を持たれています。なかなか地域の人間、地域にお住まいの方ですら気づけないところも非常に興味を持って調べて、訪れてみよう、そういった方々がたくさん国内外にいらっしゃるという面でも、いつでも、どれだけ年数がたっても損なわれない、劣化のしない、そういったデジタルの技術を活用して残す、そしていつでも誰でも閲覧、見れる、調べやすいということも含めて、こういったところはしっかりと考慮して残していくべきだなと考えています。最初の答弁でもちょっとお話しさせていただきまして、まだ具体的な次期編さん方法についてはこれから検討していくということでもありますけれども、担当部局とも一緒にいただいたご意見考慮して事業として進めさせていただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○4番（河野 淳君） ありません。

○議長（木村俊広君） 町史編さん事業についてを終わります。

以上で議席4番、河野淳君の質問は終わりました。

次に、津波避難対策について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） 私は、1点、津波避難対策についてを質問いたします。

近年、日本全土で地震が多発しております。大地震が発生し、多大な被害を受ける可能性が高まってきております。先般国は津波避難対策特別強化地域として道内の太平洋沿岸の39市町村を指定いたしました。その中に森町も入っております。津波は地震発生後30分が勝負と言われておりますが、砂原5丁目地域は海拔ゼロメートル地帯、また尾白内地区も同様の状況であります。双方とも高齢者や障がい者を救助する時間が限られております。砂原地区については水産加工業者が多く、若い方々は働きに出ているため、後期高齢者や障がい者等に対する支援策が十分に取られていないのが現状であります。自分の命は自分で守るという原則から考えますと、これらの方々に避難支援対策として避難用の移動モビリティの活用があるのではないのでしょうか。

町長は町民の生命と財産を守る義務がございます。町民の防災意識を高めつつ、被害を最小限に食い止めるためにもこれらの津波避難対策を講じるべきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

津波の避難対策としての移動モビリティの活用のご提案については、具体的には高齢者向けに製造されている電動シニアカーのことと推測いたします。日常の移動手段としては有効と考えますが、災害時の活用については道路の被災状況や積雪時における課題があると認識しております。津波避難については徒歩避難を基本としておりますが、避難先までの距離や避難行動要支援者等については、自動車による避難をせざるを得ない場合には自動車の使用を制限しないところでありますので、今後も地域ごとの避難方法について検討をしていく必要があると考えております。

災害時に自力で避難が困難な高齢者や障がい者等を地域の支援者が避難の支援等を行う避難行動要支援者制度については、近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲になっていることから個別避難計画の作成が重要となっております。このため、現在実効性のある避難制度とするため避難行動要支援者の対象者の見直しを行い、優先的に個別避難計画の作成が必要な方の抽出作業と具体的な個別避難計画の作成に向けた取組を行っておりますので、引き続き避難行動要支援者を含めた津波避難対策を進めてまいります。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 今町長が徒歩避難が基本だということでおっしゃいましたけれども、先般NHKの番組で「能登半島地震に学ぶ“早い津波”への備え」を題として、早い

津波に備えるために、揺れたらすぐ津波が10分から15分で来るというふうなことを話されておりまして、これは日本海側に多いというが、海陸断層とありますが、これが日本に185か所あるそうです。これが津波の早く来る理由だそうでございます。これは北海道にもありまして、渡島では長万部と森町に2か所ございます。その点をこれから考えていかなければならないと私は思っております。避難行動要支援者、高齢者等をいかに安全に早く避難させるかということを考えていかなければならないと思います。避難経路の見直し、また新しい避難ルートの設置、そして地域版津波避難ハザードマップ、これはまだはつきりして出ているわけでないです、を作成して早期に行うべきだと、私はそう思っております。

森町の先月の11月24日ですか、に津波想定避難訓練が行われましたが、その中で高齢者の方が上り坂が多くてつらかったと、実際に地震のあるときはきちんと避難することができるかなという心配な文句が載っておりました。町長も見たと思いますけれども。そういうことでございますので、やはりいろいろ事情はあろうと思うのです。私は高齢者または要支援者等に対して移動モビリティ、要するに電動4輪車を早めに与えまして津波避難体制を早期に確立すべきではないかなというふうに考えますので、再度伺いいたします。○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、断層の数、今国、北海道のほうで千島海溝沖というところの想定は数十分という想定がされております。これは議員ご指摘のとおり、発生する規模にもよりますけれども、断層の距離に応じて津波の到来の時間というものは変化するものであると考えております。当然そういった観点からも、これで大丈夫、これで完全という避難行動の基準というものは、これは現実的にはなかなか難しいなと思っております。そういった面でも、議員おっしゃるとおり、より早く安全に高齢者を、高齢者だけではないのですけれども、地域にお住まいの皆様を本当に避難場所まで避難していただく、そういったことに必要な施策をしっかりと打っていかなければならないというところは議員と一緒に考えでございます。

ハザードマップの現状との整合性に関しましても、これはやはりある程度様々な避難所の関係ですとか避難路の関係、そしてまた具体的な避難をされる方々の意見等々をお聞きしながら、現状との整合性があまりにも乖離する場合には、これはしっかりと作り直して改定、そのやり方は別としても改定していかなければならないと考えております。

体制の構築等々に関しては、これは総合的な話にはなりますけれども、当然体制構築は行っていかなければならないと思います。その中でも議員ご提案のモビリティを活用した避難というものがどれだけ対象者に対して効果的な部分があるのかということころは、これは何とも実証してみなければ分からない部分もあるのかなって思います。大変だったというお声は本当に私も承知しているところでありまして。より早く安全に避難していただくために様々な検証等々を行っていかなければならない、そういったこともしっかりと含めて、それがモビリティがいいのか何がいいのかということころも含めて、これは検討、検証していきたいと思っております。当初といいますか、最初の答弁させていただいた内容にもあ

りますけれども、まずは避難に対する支援が必要な方々を絞り込んで、そしてその方々がどういった避難の支援の在り方が必要か、これはやっぱり年次を繰り返すごとにどんどん皆さん高齢になっていくと思いますし、状況は変化していくと思います。しっかりと皆様の現状を把握させていただきながら、より効果的なものを総合的に勘案して、検討して、施策の実施に関しては行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 町長、地震、津波はいつ来るか分からないことです。それで、今話聞きますと要支援者等に対しては現状を把握した上で対応していきたいと、こういう話ですけれども、効果がどの程度あるのかなのかという、これは想定した上での話では話になりません。やっぱり現実的に与えて、稼働させて、どういうふうになるかということをしちっと確認しない限りはいいとも悪いともこれはつかないと思うのです。だから、その時点で地域の実態を再確認して早急に避難体制を確立しなければならない、私はそう思っているわけです。

津波に対しての啓発意識の向上というのは、これ各部落の方々にも支援団体の組織、町内会でやっていますけれども、何ぼも、2町内か3町内しかつくっていないのですよ、町長。全然用が足りていない。そういう状態で今町長が言っているようなやり方では、これはまともありませんよ。だから、さっき言ったようにこれらを念頭に入れて安全、安心なまちづくりを推進するために要支援者等、または高齢者等に対して早期に移動モビリティを導入して、自力で買物または近所の方々との連携等にふだんから使用させておけば、これは避難場所にスムーズにいくと思うのです。そういうこともやらないでこれは駄目、あれはいいよ、これはいいよ、あれは駄目ということにはならないということで、スムーズに避難行動を取れるような環境づくりを行って安心して居住できる森町を官民一体でつくっていくべきだと、私はそう思うのです。いかがですか。再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

改めて認識をお話しさせていただきます。体制の確保、そしてまた要支援者、あと避難する方に対する支援を行う方、そういった方に対する支援の体制というものを早急に構築していかなければならないという認識は議員と一緒にございます。そしてまた、移動モビリティというところを活用して、確かに議員おっしゃるとおりやってみなければ分からないし、実証してみなければ分からない部分があるのかなって思います。初めとして希望者みんなに配ってみんなで作ってみようというところではなくて、ある程度本当に必要とされる方に対して、ある程度の層で分けて実証実験的に何パターンかを想定して実証するということも調べるという意味では非常にする価値があるのかなって思っております。そういった面で、移動モビリティの避難に対する実証事業というところは今回ご指摘いただきましたので、関係担当課のほうで少し検討させていただきまして、それがふだんの買物等々で使える、使えないというところと、また防災、避難、本当に緊急時に対してど

れほど効果があるのかというところは少し分けて考えさせていただかなければならない部分ではあるというところをご承知いただきながらも、その実証事業に関しては少し検討させていただいて、前向きに考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 津波避難対策についてを終わります。

以上で議席５番、山田誠君の質問は終わりました。

11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１１時１０分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、女性特有のがんにおける対策強化を、議席７番、斉藤優香君の質問を行います。

○７番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

女性特有のがんにおける対策強化を。女性がかかるがんの中で最も多いのが乳がん、子宮がんです。現在若年化も進んでおり、この40年で約７倍に増加しております。また、早期発見、早期治療で大切な命を守ることができるため、国は２年に１度の検診を推奨しております。アメリカ、イギリスなどでは８割の人が検診を受けているので、死亡率も低下しているのに対し、日本での受診率は４割程度にとどまっております。森町は３割を切っておりますので、さらなる啓発活動が必要です。現在２年に１度の検診を一部の検査を除き無料と手厚いのですが、その年を逃すと３年空いてしまいます。前年受けられなかった方への助成と、がんになった方への心理的及び経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上を図るために医療用ウィッグ、胸部補整具の購入費用の助成が必要であると考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

女性特有のがんは、無症状のうちや定期的に検診を受診することで早期発見につながり、適切な治療によって治癒の確率も高くなります。町では乳がん、子宮がん検診を無料化し、函館市内の医療機関での個別検診及び毎年９月頃町内で実施しているレディース検診に合わせて実施しております。受診率向上のための取組としてはクーポン券や勧奨はがきを送付しておりますが、まだまだ低い状況でございます。

さて、前年度受けられなかった方への助成については、検診実施機関との契約内容、受診した方の結果の管理等クリアしなければならない課題もございますが、実施に向け検討してまいります。

医療用ウィッグ及び胸部補整具の助成につきましては、近年助成する自治体も増加しており、渡島管内では函館市が実施しております。外見へのケアは精神的、経済的負担を軽減し、療養生活や社会参加を促進する上で大切なことと考えており、既に取り組んでいる

自治体の事業内容や利用状況などを参考に、来年度実施に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○7番（斉藤優香君） 実施に向けて検討してくださるということで、女性として大変心強いと思います。本当に女性特有のがんは早期発見することによって生存率が格段に上がります。先日の11月に行われた議会カフェにも女性特有の検診を本当は毎年行ってほしいのだという声も寄せられております。これに関しても、女性特有の検診は経済的負担が結構かかります。自身で受けるとなると1つが1万円から2万円かかってしまう。そのほかに、森町で無料で受けれるのですけれども、それはある一定の検査で、それプラス自費がかかってしまうような検査なのですけれども、もしも毎年検診に助成していただけるのであればその一部、本人負担があってもいいと私は思うのです。それよりもやはり検診に足を向けてもらうということが大切ではないかなって思います。検診を受けられなかった方も対象に、少なくとも札幌や音更町など本年度対象ではなくても前年度に検診を受けられなかった方も対象にしておりますので、ぜひとも森町で取り組んでほしいです。

そして、女性特有の検診には精神的、肉体的な苦痛が多いのです。それが受けられない方の最大の理由であるのではないかと思います。最近は乳がんに関しましては唾液検査でも発見ができるようになってきておりますので、そういうことも導入も検討していただきたいなと思いますので、再度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

担当課と検診については、女性特有のがんに限らず、やはりこの受診率、検診に関しては全般的に受診率が低いというのは本当に、この間担当課ともお話しさせていただいておりますし、議員の皆様からのご指摘というか、提案というか、していただいている現状がございます。2年に1度の検診を活用して、当然受診勧奨のはがきですとか、そういったクーポンの配付というものも行っている中ではあるのですけれども、議会カフェに来られた方がどういう状況だったかというのは承知しないのですけれども、本当に今年受けなくて、どうしても都合が悪く受けなくて、来年度なら受けれるという方に関しては、やはり柔軟に、時期を選ばずというところは非常に有効的なのかなって思います。しかしながら、一方現状として年末の駆け込み需要というものもある程度ありまして、単純に忘れていたとか、そういったものは何とか町民の皆さんにはご理解いただいて、1年間であればこの都合でも受診できるというところもありますので、そういったところをしっかりと周知していくというところも行政としては頑張らなければならない一方、やはりそういった受診に対して積極的に出向いていただきたいという意識の向上というか、そういったところを何とぞ町民の皆様にもひとつお願いしたいなというところもございます。あわせてまして、今回いただいたご質問の答弁になりますけれども、女性特有のがんというところをしっかりと捉え、これはそれだけではなく、受診勧奨というものは総合的に高めるために

様々なことを検討して、私たちも努力して頑張っていきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） それでは、医療用ウィッグ、胸部補整具のお話になりますけれども、先ほど予算化して取り組んでいただけたという答弁いただいたのですけれども、今回私も調べていくうちにアピアランスケアという言葉を知りました。これは、がん治療によって外見が変化した患者さんの医学的、整容的、心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者さんの苦痛を軽減するケアのことです。これをこういうアピアランスケアとして取り組んでいるのが北海道では札幌、旭川、函館、伊達、そして音更町、芽室町に助成金制度があります。もちろん医療用ウィッグと胸部補整具もこの中に入るのですけれども、相対的なそういうケアということでぜひ森町も取り組んでいただきたいと思います。最近新聞報道されましたある市長さんは、患者の悩みに気づかなかったことに悔しさや申し訳なさを感じた。やる以上はしっかりと取り組むと述べております。思いやりのあるまちづくりを目指す森町も、そういう意味でトータルケアとしてそういう患者さんに寄り添うような窓口なりなんなりをつくっていただきたいと思います。と思いますが、再度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話のアピアランスケアという、対象の患者様がどういった内的といいますか、精神的なケアを求められているのかということをしつかりと聞く体制というのは私も担当課、病院含め大事なのかなと思います。具体的に窓口をどこという話はこの場ではちょっと差し控えるというか、これから検討させていただきたいのですけれども、行政の姿勢として非常に大切な要素なのかなって思いますので、その辺は考慮させていただきたいなと思います。

先ほどちょっと答弁漏れていたのですけれども、検診に対して苦痛に思われている検診方法に関しても、これもどういった意見の聞き方がいいのかということもありますけれども、いろいろと検診方法がある中で、多分アピアランスケアというところの要素にも一つ関係あるのかなって思いますので、何かしらの機会にそういったお話を聞かせていただきながら、係る費用の話等々、体制、契約等々もあるのですけれども、これもまた1つ考慮の中に入れて検討させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 女性特有のがんにおける対策強化を終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、防災対策（ハード）の推進について、総合施設建設の財政負担への対応について、中学生保護者への投資セミナー案内配付について、公職選挙の投票への支援について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、防災対策（ハード）の推進についてを行います。

○6番（野口周治君） 1問目お尋ねします。

災害対策のために国が災害対応の設備、備品対応に認めている特例債、これは避難所Wi-Fi設備、避難所のエアコン、非常用電源、避難路設置などに有利に使えるものがあります。今年3月の議会で質問したとおりです。今年度町は備蓄品の整備を当初計画よりも早めることを決めました。今日はそのほかのハード面の対策がどうなっているのかを尋ねます。

情報、連絡のためには誰でも使えるWi-Fiとスマホに充電できる電流品質の発電機が必要です。夏の極端な暑さを考えると命を守るためのエアコンが必要です。さらに、砂原、尾白内、港町、東森などでは海から離れるための避難路の整備が長年の課題です。今認められている特例債は2021年から25年までの制度です。来年度適用を受けようとするれば既に総務省と協議を始めていなければなりません。来年度予算への対応を含めてこれらについて説明してください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

避難所における防災設備については、森町防災備蓄計画を基に資機材の整備を進めているところであり、各避難所用に発電機やポータブル電源、毛布、石油ストーブ等を配置し、停電等に備えることとしております。また、避難所の生活環境の改善のためのハード対策としては、Wi-Fiや空調設備等の整備に対して緊急防災・減災事業債での財政措置が令和7年度まで取られております。Wi-Fi設備の整備条件には各種の関連機器の整備や平常時から通信環境を維持することも必要となることから、新年度においては避難所への空調設備の設置に向けて緊急防災・減災事業債の活用での整備の取組を進めております。

津波避難対策としての避難路の整備等のハード対策については、現段階では具体的な計画は未定ですが、必要な事業については津波避難対策緊急事業計画の策定を行い、財政措置としては起債事業ではなく、国の交付金事業を活用しての整備を想定しております。引き続き各種防災対策の取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○6番（野口周治君） 緊防債を含めて組み立てられていることが分かりました。今の答弁の中であれこれ考えるのだけれどもということで、今日に始まった話ではないわけで、ではいつ頃何をやろうとしているのか、大まかなイメージをお示しいただきたい。これに関連しては当然巨額のお金が必要になるはずで、それを踏まえていつ頃どういうことができるように考えようとしているのかと、そういうことをお示しいただきたい。

それと、もう一つ、非常に各論ですけれども、例えば尾白内地区でJRの踏切横切るところがありますが、今JRはいろんな合理化を進める中で踏切にくいを打ち込んで通れなくしてあるところが多数あります。この辺りは先ほどの同僚議員の質問で避難路の問題、避難方法の問題について、現実には自動車を使うこともあり得るのではないかと、私もそう思っています。禁止と言うのは簡単ですが、実際には車を使わざるを得ない人もあるし、

現実にそういう事態になったときには困ったことだといっても車も動きます。そのときに今の踏切に要は単管を打ち込んだようなフェンスが造られている状態では踏切があっても逃げられない。ほかの避難路に人が車が集中するということが起きます。これはＪＲとの交渉が当然必要になりますが、検討すべき事項として緊急時にはこれを開放できるようにするという検討も必要ではないかと思います。こういう外との調整もありますが、道を造ります、それからほかにも橋梁の点検だとか、橋をどうする、それから水道の話も以前この場で議論があったこともあります、これらを含めて、各論はいいですが、これからどういうことをいつ頃やろうとするのか、どのくらいのお金を確保しようとしているのかという答弁をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、緊防債に関しましては令和７年度の期限というところがございます。国の交付金ですとかほかの起債制度に関しましても当然期限がございます、ご承知のとおり今国のほうでは緊急５か年加速化対策という、国交省の事業でありますけれども、その延長に向けてもう既に８年度からの検討がなされているという状況でございます。いずれにしても、行政としては計画をつくって、そういった計画にのっとって事業をするので、ご支援いただきたい、起債を使わせていただきたいという話に必ずなります。そういった中で、現状では先ほど答弁させていただきましたとおり、施設のハード整備面に関してはエアコンの設置等々をまずは優先で行わせていただきたいと考えているところでございます。

そしてまた、ご質問の中にもありましたWi-Fi通信設備に関しましても、これも全施設に関して独自に町単独で、単独という言葉は、町が主体となって整備するということでは非常にお金もかかるということもございます。そういった中では現在通信事業者さんとの防災協定の中で、非常時には衛星通信を活用した、そういったWi-Fi環境の提供ですとか、様々な官民連携のそういったメニューも今ご紹介いただいている状況でございます。そういったものを活用しながら、これはお金がかかるのがどうのこうのというところと町民の生命、財産を守るというところを比例させて考えるというのは、私はどちらかというに適してはいないのかな、だからといって限りなく無限にお金も使えるというわけではありませぬので、早急に整備できるもの、そして比較的財源をあまり使わないで整備できるという要素をバランスよく考えて実施していければなと考えております。

津波避難路の整備のお話も、ＪＲとの協議というところも、近隣の市でたしかＪＲに直接交渉しているという事例も聞かせていただいておりますし、そのときのお話は直接その市長からも聞かせていただいております。そういった近隣市町の状況も一緒に連携、当然森町だけの話ではなくて、鹿部、森、そして八雲、長万部と線路を通じて海岸から離れるという行動に関してはある一定の共通の行動の目安というものを共有できるのかなと思っておりますので、近隣市町の行動等も参考にさせていただきながら検討していきたい。しかしながら、これは早急に行っていかなければならない部分でもございますので、時間を

あまりかけずにより明確なものを町民の皆様、議会の皆様にお示しできればと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 一步ずつかみ合った答弁ありがとうございます。

それで、2つあります。1つは、今踏切問題のほうに私が持っていったので、答弁がそちらにいつてしまったのですが、道を整備する、高台に抜けるための進路がない、回らない、回らざるを得ないところもあります。これらをどうするのかということについての構想をぜひお聞きしたい。それが1つ。

それから、もう一つは、今の答弁の中の各論の中のさらに細部ですが、通信事業者との話でちょっと気になったことがあるので、お尋ねしておきます。特定の通信事業者がマーケットの中で自社への顧客の囲い込みのために機器や通信方法を提供するということをやっております。ところが、この方法を使うためにはその会社の機械を使わないと、あるいは契約をしている人でないと使えないという、あるのに実態としては使えないようなことが今現在あります。こういうことはゼロよりはいいといっても、使えない人が非常に多いという意味ではあまり機能しないものになる。なるだけ広い、例えば町場で店舗だとか、そういうところではどこのスマホであろうとつながることができる、どこのタブレットであろうとつながることができる、そういうある意味オープンなサービスが提供されていますが、そういう方向でお考えかどうかだけ、これは確認をさせていただきたい。お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

避難路の整備に関しましては、なかなか具体的なものを今この場でお示しできないのは非常に心苦しいところではありますし、当然安心、安全の道しるべをしっかりと町民の皆様、そしてまた議会の皆様にお示ししなければならない、そういったことはしっかりと把握、頭の中にございます。その中で、当然先ほど同僚議員の方からのご質問の中にも要素としてございました。避難路をどのように整備していくか、現状の避難路がどのような課題があるのか、これは今担当課のほうで把握、整理させていただいております。そういったものと先ほどお話しさせていただきました避難に対して支援の必要な方、そういった方々をどのように官民連携というか、地域の皆様、行政もしっかりと入りながら地域皆さんでどうやってつくっていくかという、そういったものを計画の中に盛り込んでハード整備に進んでいく、大まかに言うとそのような今流れでございます。当然その計画があつて初めてハード整備に対して交付金を活用できる等々のものがございますので、これは早急に、早急にという言い方をしてしまうとまだやっていないみたいな印象に受け取られがちなのですが、これは本当に数年前からも早急に担当課のほうで各町内会に入り込んで様々なご意見を聞かせていただいております。早急に整備し、お示しさせていただきたいと考えております。

Wi-Fiの整備に関しましては、当然災害協定という申合せの中で、誰か特定のユーザーにのみというところは、当然そういったことはあつてはならないと思いますので、協定を結ぶ際は当然その辺は対象事業者と確認をしっかりとさせていただいて結ぶという流れにはなると思います。本当に様々な通信事業者さんが災害協定の中で通信インフラの提供というものを本当に多くの形で今提供されております。しっかりとそういうものを活用させていただきながら、どのような状況でも町民の皆様は安心、安全を届けられる、そういった避難所の設営に対してしっかりと進んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 防災対策（ハード）の推進についてを終わります。

次に、複合施設建設の財政負担への対応についてを行います。

○6番（野口周治君） では、2問目お尋ねします。

6月会議での質問に複合施設建設に必要な資金は総額で60億ないし120億円、町の財政負担はピーク時で年間2億2,000万円から4億5,000万円ほどとなるとの見通しとの回答でした。これは、私からの思い切ってつかんでみたらどんな感じかという質問に対するお答えですから、この数字が拘束するものとは理解はしておりません。

そこで、仮に本件が総額100億円のプロジェクトだと見るならば、当初10億円の資金を町として用意をして、残り90億円を起債で賄って、2050年代まで25年以上をかけて毎年償還をする。償還額は、ピーク時の数年間は4億円近くになると理解をしますが、いかがでしょうか。もしもおおむねこのように推移するならば、次の点はいかがでしょうか。1、長期にわたる償還資金をどのようにして調達をするのか。1つ、ふるさと応援基金を含め今後25年間の歳入はどうなっていくと想定しているのか。2つ、森町の経常収支比率は90%を超えているが、起債の償還のために住民サービスの縮小を伴うことはないのか。

2、町の実質公債費比率はどう推移すると想定しているか。

3、政府は、町村合併させた後、交付金を抑え、効率化を強いる方向だと理解をするが、そのことへの対応はどうか。

4、複合施設以外の公共施設の新設、改修、更新は中長期的にどの程度の金額規模で可能と考えるか。

5、以上からは、今回の複合施設は必要最小限度で建設、維持コストとともに低廉な実質重視のものを考えることになるのではないかと。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

まず、1点目の歳入について、ふるさと応援寄附金は、その性質上、今後の寄附額を予想することは困難であります。当町では令和3年度以降20億円を超える金額を寄附いただいている状況であり、今後も寄附額の増加に向け取り組んでまいります。

また、町の財源の根幹をなす町税や地方交付税については、今後人口減少の影響もあり減少していくことが想定され、さらに複合施設建設による財政需要の増加により事業に充当できる財源の減少が見込まれますが、そのような中でも単純な住民サービスの縮小とい

うことではなく、限られた財源を重点的かつ効率的に活用し、町民にとって真に必要な行政サービスを実施してまいります。

2点目の実質公債費比率については、議員ご質問の中の仮定事業費を基に想定しますと、複合施設建設により多額の借入れを行い、償還額が増加することから、令和5年度の9.5%から大きく増加することが想定されます。

3点目、4点目ですが、普通交付税は平成28年度から合併算定替えが段階的に縮減され、令和3年度以降一本算定へと完全に移行されたことにより、交付額は減少していくところです。また、複合施設のみならず、今後町の公共施設の多くが更新時期を迎え、更新に係る費用も多額となることから、先ほどの答弁と一部重複してしまいますが、財源の効率的、効率的な活用や、施設の更新に当たっては単純更新ありきではなく、集約化や複合化等、そしてまた統廃合を検討し、更新費用、維持管理経費の削減に努めます。

5点目ですが、現在の町財政は決して余裕のある状況ではありません。複合施設建設に当たっては利用者の利便性を考慮し、必要な機能を確保しつつ、集約化、複合化により必要最小限の規模とし、将来に過度の負担を残さぬよう財政負担を考慮した施設整備を行います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○6番（野口周治君） 答弁をいただいたのですが、難しいことを尋ねているという自覚もあるので、答えるのも難しいだろうと思いますが、長い期間の非常に大きなお金が絡む、しかもいろんな利害が絡む話ですから。ですが、やや抽象的なお答えで、もう一步踏み込んでみたいと考えました。例えば、これ仮定のことに答えられないというお返事も想定されるのですが、ふるさと応援基金、これからも増えるようにと、頑張るという回答でしたが、私の理解では、例えば都市部を中心にこの応援基金でもって税金を持っていかれている、再配分がされていて、しかもその効率は決して高くない、返礼品に半分ぐらい使うから。こんなのはやめてしまえという声もたくさんにあります。そういう制度をこれから償還していく期間、10年間、20年間あることを前提に考えるのか、例えば半分程度にはなるだろうと覚悟するのか、場合によってはなくなるかもしれないということまで想定して物を考えるのか。これは決め打ちはできませんが、頑張りますではなくて、そういうときには大変なことになってしまう。例えば今現在この応援基金がなければ町の財政はとんでもないことにもうなっているはずです。そういう中でどう見るのかという、そういう意味ではリアルな問題だと思うのです。

例えば除排雪の費用が年間2億円から3億円のレベルだと思いますが、これはごく一部の話です。ですが、除排雪のサービスを維持できるかどうか。それから、これは教えていただいたのですが、保育所にみんなが入れるようにするためにということで無償化しました。1,200万円ぐらい大体かかっている。あのサービスが1,200万円できているのですが、いろんなものをいじろうと思うと、こういうところに触れざるを得ないのではないかと、

常識的に考えてお金の総量が一定で固定的な費用、人件費を中心にです、それから借りているお金、借金返しますみたいなものがある中ではいじれる要素は非常に少ないはずだ。それが例えば経常収支比率という、一つの物差しですが、そこに出てきますけれども、そう考えるとどのくらい堅く見て考えるのかということ、覚悟がなければ、やった後で何とか頑張りますではないのではないかと思います。そういう意味ではもう一步踏み込んだ答弁をお願いしたい。

それから、今収入側の話と支出の話をしましたが、もう一つ収入について言うと、森町の主要産業の一つである加工業を含む水産関係、浜の仕事が今大変な状況になっている。これ今日も同僚議員の質問が予定されていますけれども、先日議会の総務経済常任委員会に関係者の方に話を聞かせていただきましたが、私は胸が痛くなるような思いでその話を聞いてまいりました。これから事業者さんも本当に大変だということが分かったのですが、そういう人口減少だけではない産業構造からくる、あるいはくるかもしれない財政上のインパクト、これも含めて考えると、やはり非常に保守的に考えておかないととんでもないことになる。

先ほど実質公債費比率の話をされました。非常に高くなる。そうですね。かつて15%を超えていた、遡って調べましたけれども、一時18%、要は上限に届いたことさえこの町ではあります。そういう中で、今やりくりをしてようやく1割を切るところまで持ってきましたが、一気に跳ね上がるはずです。その上限に近づいていくということは、それ以上の借金ができない状況生まれるはずです。そのことに対してどうするのかというややリアルなこれも想定をした答弁をいただかなければいけないのではないかと考えます。もちろん私も町民や役場職員の方、働いている人たちが建物の下敷きになるようなことは、これは絶対にあってはいけないと思います。ですが、その中でどこまでやれるのかというのは、これも厳しく見ていかないといけないのではないかと。そういう視点で改めての答弁を求めます。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今回ご質問いただいた複合施設の建設というところに係る費用というお話から端を発して財政のお話に今たどり着いていると思いますし、これは複合施設を建設するための費用がどうのこうのということ以上に、この森町として行政サービスをどう、そしてまたそれに係る費用をどう工面していくのか、非常に大切なお話のタイミングなのかなって思っています。現状からお話しさせていただきますと、これは各それぞれの市町の首長、そしてまた町民の皆さん、産業の方々によっては意見が変わるところなのかなって思うのですが、当然先ほど答弁させていただきましたとおり、ふるさと納税の寄附額のさらなる向上に関しましては、しっかりと行政も、そしてまた事業者さんも含め、型にはまらない様々な施策を展開しながら、これは寄附をいただける方に訴えていく、そのように私は考えております。しかしながら、現状としてはこの当初の予算措置においてふるさと納税の基金、大体これは10億円ぐらい措置しないと予算の組めない状況でございます。それが今

決算の段階で執行され、大体今 6 億円とか 7 億円程度が使われ、残りを基金に積んでいる、そういう状況でございます。

その中身が何に使われているかということに関しては、今までもずっとこれは議会のほうにお示ししてきているとおり、本当に先進的な投資の部分と、またこれは経常的な経費ではないかって言われるような部分と、これは両方の側面に満遍なく使っているのが現状でございます。当然本当に何をもって投資的な要素か、何をもって経常経費かというところは、それは本当に受益者の考え、そういったところでも変わってくるのかなと思います。しかしながら、現時点でそういった状況でございますので、そういった収入の面を考えると、今複合施設の建設の費用にどれだけお金をかけられるのか、かけるべきなのかというところは先ほど議員ご指摘のとおり行政サービスがどこまで縮まるのかという感じ、町民が受け取るかという部分と私は直結すると思います。しかしながら、これは私たちも含め町民みんなで受け止めて考えていかなければならない部分だと思います。例えば 100 億円かけた建物ができたから、それは町民のサービスとして満足するものがあるのかというところは私はイコールにはならないと、必ずしもイコールにはならないと思います。当然それが、例えばの話ですけれども、10 分の 1 の 10 億円で造った、想定よりもちょっといろいろな不便があるのかもしれないけれども、町民みんなで考えてこういうことでやっていくのだ、町民自らがこのまちづくり、公共サービスの一端を担いながらみんなでやっていくのだって合意形成の中でできた 10 億円の建物であれば、それは私は 100 億円を超える、そういった価値のあるものだなんて思います。

非常に現時点では抽象的な話になってしまいがちなのですが、今公共施設の複合施設整備計画、基本計画を進めさせていただいている中では、先般計画の期間も延ばさせていただきまして、議員からご指摘あった本当に多くの町民の方の意見を聞く機会というものもこれからまだまだ増やしていかなければならないと思います。その中で本当に多くの方々が、これは表現がなかなか難しいのですが、当然求めることだけではなくてしっかりと判断して自分たちで責任を取るというか、運営していくというか、みんなで作り上げるという要素が非常に私は大事だと思います。当然求めるものがなくなれば、それは人によっては非常にいろいろなご意見があるのかなと思いますけれども、私の 2 期目の期間においては第 3 次森町総合開発振興計画の計画も一緒にやっていかなければならない時期にあります。そういった中で、第 2 期のいろんな政策を見直す機会にも私はなると思います。それをどのように見直すか、これはやはり先ほども答弁させていただいたとおり、町民みんなで考えて、受け止めて、責任を持ってこの森町をつくり上げていく、そういったものに私はつなげていかなければならないし、つなげていきたいと考えております。

少し具体的な話からちょっとそれましたけれども、現時点で方向性としてはそこまで大きなものとして私は捉えておりますので、一定のご理解はいただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○6番（野口周治君） 非常に大切な答弁をいただいたと思います。住民の自治の在り方に関わる、私もそうだと思いますが、やはりイニシアチブは計画を検討する能力と責任のあるところにあるべき。合意をつくっていくという動作だと、そういう答弁だったと理解をします。

例えば新しく土地を取得してまでやるのかいという声は町内にもたくさんあります。これが5億円なの、10億円なの、超えるのというふうないろんな声が聞こえます。声があるからというよりも、そういう非常に厳しい中で、これが一番いいとしてもそこまでお金を使わずにやれるものであればやはり保守的に、なるだけコンパクトに物を考える必要がある。では、どうやって土地を取得するのか、そうではなくてやりくりを考えるのかということを検討するのか。これには具体論があるのだと思うのです。それは、このケースになったときにはお金がかかりますよではなくて、こうやったらこんなふうになるのです。非常に時間がかかったり、このぐらいお金がかかるのです。だからという具体的な説明なり議論が必要で、これがないと一般的にそれはこういうことで駄目なのですよと一言一言で済むような話では恐らくない、非常に面倒くさいですが、せつかく2年間をかけて、残り1年半ですけれども、検討しよう、次の段階に進むためには使える時間は私は恐らく今から1年程度だと思います、最大でも。その1年の中で、これもいろんな想定を入れながらですが、具体的にこちらのプランだったらこうなるということを語っていかないと合意の形成はできないのではないかと考えます。そういう具体論としてどうなのかということについてご回答ください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

具体論というところの話でございます。今基本計画の中で様々な事例等々もお示しさせて、これは協議会の話でありますけれども、事例等々を示させていただいたり、基本計画構想の中では様々なパターン等をまずは一くくりの中で比較的簡潔にお示しさせていただいているところでございます。この間ご説明させていただいているとおり、あくまでもたたき台の中で私たちはこの基本計画を通じて様々なご意見、それは当然議会議員の皆様からもそうですけれども、町民の皆様方から様々なご意見をいただくためのこれはたたき台で私は結構ではないのかなって思っています。ある程度のイニシアチブは取りながら方向性を示し、それに対して様々なご意見をいただいて合意形成を経て形をつくっていく、基本的にはそのような流れを取ってこの複合施設の計画は進めていければと考えているところであります。

例えば民地の購入に対して非常に多くのご意見があるというのも、私も直接町民の方からお話しさせていただいておりますし、議員の皆さんも本当に多くの町民の方々から様々なご意見をいただいていると思います。これも一つの例として、説明させていただいている内容ではあるのですが、今後の公共施設の更新の際に、ある程度まとまった土地があればそこに対して仮設を造らず建築できるという要素ですとか、防災面の話ですとか、

本当に多くの検討事項というか、合意形成の項目がございます。そういったものに対してより詳しく、定性的なものよりもっと定量的な多分説明の資料が必要になってくるのかなというふうに考えています。当然そういうふうになっていくべきだと思いますし、そういったより具体的に、先ほどの答弁でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、ではこれを取るとこれを選べないよというところも当然私は出てきてしかるべきだと思います。そういった具体的な議論の段階にも当然これは私は進めていくべきだなと思いますので、そういった要素は当然取り入れながらこの計画は進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 複合施設建設の財政負担への対応についてを終わります。

昼食のため1時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、中学生保護者への投資セミナー案内配付についてを行います。

○6番（野口周治君） よろしくお願ひします。

9月に森中学校が保護者宛てに生徒に渡した文書の中に投資セミナーの案内がありました。子育て世代の未来を守る会という団体の名前で「家庭に賢くお金を残すマネーノウハウ」と書いてありました。インターネットを使った1時間半のオンラインセミナーです。チラシには10月11日から22日までの間に8日、1日3回、合計24回セミナーを行うと書いてありました。教育とどう関係があるのか不思議に思い、家族と一緒に参加してみました。何もしないのが最大のリスクと投資や節税を勧める内容でした。続きの講座や個別コンサルティングの案内もあり、今もラインで無料セミナーの案内が来ています。

投資活動をするかどうか、セミナーに参加するかどうかは全く個人の問題ですが、投資には収益への期待と同時にリスクもあります。日本の株式市場は政府と日銀が株価を引き上げる方向で介入してきた経緯もあり、ニーサやイデコであってもリスク判断は慎重に行うべきとの説もあります。投資勧誘以外にも全国では統一教会系の団体が社会教育施設を使って会員の勧誘活動を行っている事例もあります。これらに教育関係の組織が介在すると、保護者や町民は町や学校がお墨つきを与えたもの、安心して役に立つものと理解をします。教育関係の場では特に慎重な対応が必要ではないでしょうか。見解をお答えください。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

ご質問のセミナーにつきましては北海道教育委員会が後援し、実施されたものと理解しております。チラシには保護者の皆様へと記載されていることから、町内小中学校に確認したところ、森中学校のみに直送されておりました。今回のセミナーの内容については把握し切れない状況ですが、今後教育委員会といたしましては、難しい判断は伴いますが、

公益性を欠くものでないかどうか慎重に見極めて対応してまいりたいと考えております。

また、今回学校に直送されたことから、町内小中学校に対しても今後このような案内に対し慎重に対応するよう周知いたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○6番（野口周治君） ありがとうございます。慎重な対応ということですので、お尋ねの仕方は非常に難しいのですが、どういう案内が来ているか、あるいはこの団体がどういうことかということを照会して、できればそういう活動への見解もお伺いできるとありがたいのですが、例えば10月には12月の講座、新ニーサの超基本、ゼロから分かる債券投資の基本、12月には米国経済なぜ強い、今から知っておきたい介護の話、最新版ゼロから分かる債権の基本などというのが勧誘が来ます。そういうのがずっと登録すると来てしまうのです。明らかに投資勧誘だと私は理解をします。配られたチラシ以外にその会というのがホームページに会の活動というのをを出してしまっていて、これを見ると会の活動というのが財務改善支援、相続事業承継支援、各種セミナー、研修、選択制確定拠出年金導入支援、金融教育って、こういうのが並んでいます。やはりこういうものを学校に持ち込まれるのはちょっとやり過ぎだろうと率直に言うて思うのですが、対応とは別にお考えがありましたらお聞かせください。

○教育長（毛利繁和君） まず、対応なのですけれども、校長会議が近くありますので、そこでこういうチラシの件について具体的に触れて、やはり判断が難しいケースというものはございますでしょうから、そういう場合には私ども教育委員会と一度話をし、その上で配付できるものかどうか、その件について徹底してまいりたいというふうに思っております。

それから、考えですけれども、金融教育自体は今回の学習指導要領から義務化されている内容で、これはもうご承知のことだと思いますけれども、お金の流れとか、それからいろんな制度、仕組み、そこら辺のことについて知識として知ること、この先生生きていくのには非常に重要なことと私も捉えております。ただ、勧誘、あるいはそれに近い、ごく近いものであれば、それは私は遺憾と思っていますし、それは教育の場から切り離して進むべきものというふうに思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 中学生保護者への投資セミナー案内配付についてを終わります。

次に、公職選挙の投票への支援についてを行います。

○6番（野口周治君） 10月に行われた総選挙で高齢の方が役場に電話をして投票所に歩いていくことが難しいと相談したら、タクシーで行くようにと言われたそうです。私が窓口の職員からまずは大変ですねと受けて、連れていってくれる方は近くにいないのかと尋

ねるなどなかったのかと聞きましたら、そんな言葉はなかったと怒っておいででした。その方は投票に行かなかったそうです。私は、そのやり取りを見ていたわけではありません。しかし、選挙は大切です、選挙権は保障されなければなりません。毎日忙しくて投票に行く時間がつくりにくい方、家庭のことやご自身の体のことで投票に行きにくい方はたくさんいらっしゃいます。全国では、例えば大規模店舗に出張投票所を出すなど選挙権を保障し、投票率も向上するような方策が取られています。森町でも期日前投票、郵便による投票以外の工夫はできないものでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

ご質問の内容における町民への対応につきましては、町民に対して説明不足が生じていたと考えており、まずはそのお問合せいただいた方の具体的な状況や背景を理解することが重要であったと捉えております。選挙は町民にとって非常に重要なイベントであり、正確な情報提供やスムーズな対応が求められます。今後とも町民の声に耳を傾けながら、適切な対応を行うことを誠心誠意努めてまいります。

今年森町におきましては森町長選挙、衆議院議員総選挙と、10月に2度選挙が施行されました。各種選挙において投票率の向上対策として町の広報紙やホームページ、啓発看板の設置、防災無線による啓発等を講じておりますが、投票率が低下しております。その原因には様々な要因があると思われませんが、これは森町だけではなく全国的なものでもあり、社会状況の変化も大きく影響していると思われることや政治に無関心というのが一番の要因であるといった専門家の方のご意見もございます。一方、国においても投票率の向上対策の一つとして不在者投票、期日前投票及び郵便投票制度など有権者の投票環境を改善する制度改革を進めてきておりますが、現状はまだ条件などが厳しく、対策が必要と思われます。森町選挙管理委員会においては、投票区の閉鎖などに伴い、選挙環境の対策を検討していましたが、今後においては高齢者や障がい者等に配慮し、選挙において町民の誰もが投票しやすいようにするための選挙環境向上策を他自治体の取組等を参考にしながら進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 答弁の一番最初に町民に向かい合う姿勢のことを触れていただきました。このことは私大変うれしく思います。実は私がこの質問をしようと思った一番のポイントはそこにありました。どうやって町、職員が町民に向かうのか、相手は必ずしも力のある人ばかりではない、全てを上手に語れる人ばかりではない中で、そのことを大事だと町長自らおっしゃっていただいたことはありがたいと思います。ありがとうございます。

具体論をもう少し話をしたいのですが、例えば尾白内小学校が閉校になって、先ほど投票区の話がされましたが、これまで尾白内小学校に投票に行っていた方というのはなくなったわけです。尾白内って非常に東西に長い土地ですから、ここにおいてどこに投票に行

きますかという現実的な問題に直面されている。これはたまたま尾白内の例ですけれども。高齢化してだんだん出歩くことが、障がいの認定を受けるほどではないけれども、出歩くのは大変だよという方も増えている。そういう中で、具体的にどうやったら投票してもらえるのか。もちろん政治的な事項への関心だとか課題への興味関心をどうやって高めるのかということもありますが、同時に制度的な保障が必要であろうと思います。そのことを国も感じているいろいろな手を打っている。その一つが例えば移動投票所であったり、タクシー券配りましようとか、タクシー券配っていないかもしれませんが、それに近いこともやられていると。ぜひ使いやすい制度。もしも不便になるのであれば、その保障をどうするのかという一つ一つに対応した手の打ち方、仕方ないよねと、こう絞っていくのではなくて、効率化は必要と言いながら、こういうことは保障するという考え方が大切だと思うので、その辺りを具体的に詰めていただきたいと思います。いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私も今回の選挙を通じて、私におっしゃった方は、間接的ではあるのですけれども、すごく足の不自由な方で、介護タクシーを活用して投票に行かれたという方がいらっしゃいました。そういった方もそうですし、運転をされている方がある程度いろんなご意見を聞いていたりもして、やっぱり足も悪いし、タクシー使ってしまうとちょっとお金もかかるしというので投票には行かなかったという方もある一定数いたというのは本当に私も聞かせていただいております。そういった中で、具体的にある一定の基準というものはつくらなければならないのかなとは思っているのですけれども、やはりもっともっと投票に、議員がおっしゃるとおり投票所の閉鎖等々で相対的に物理的に投票所に行きづらくなっているといった、そういった状況は、ある程度町からも公費を投入して、こういったものというのがというのは別にして検討していかなければならないと思いますので、その点に関しては担当課のほうで選挙管理委員会と共に進めさせていただきたいなと思います。

国のほうでも、議員ご承知のとおり今郵便投票に関しましては要介護5から3への談話というか、制度の決まりをちょっと緩めることが検討されていたりもします。なかなか要介護度がつく方というのは本当にそもそももう寝たきりですとか、全く自身の意思で自由に動けるという方ではあまりありませんので、そういった方以外の本当に常日頃の生活で不便を感じている方が選挙別にいいかなって思ってもらいたくないという部分も含めまして何か策を講じていくべきかなって思っています。当然政治家である私たちがしっかりと興味を持っていただける、興味を持っていただけるという言い方もちょっと難しい表現ではあるのですけれども、しっかりと町民の皆様にお伝えするということも含めて様々なものを検討し、施策の構築には取り組んでいきたいと考えております。

近隣市町の様々な取組事例を見ますと、投票所運営に対する効率化というところもありますし、議員お話しのとおり来やすさというところもあったりもします。大規模な買物のついでに投票していただけるようなとかいった通常の投票所とは違った、例えば大規模商業施設といいますか、そういったところでの投票所の構築ができないのかなと、本当に多

くの事例を参考にして検討できるのかなと思っています。前向きに、私も直接お話もいただいておりますので、考えさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。結構です。

○議長（木村俊広君） 公職選挙の投票への支援についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、森町国民健康保険病院経営強化プランについて、森町複合施設建設候補地について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森町国民健康保険病院経営強化プランについてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

森町国民健康保険病院経営強化プランについてということで質問させていただきます。森町では、平成19年12月に総務省が策定した公立病院ガイドラインに基づき、平成21年2月16日、附属機関である森町国民健康保険病院運営委員会の了承を受けて森町国民健康保険病院改革プラン、これは平成20年度から平成24年度までになります、を策定しました。そして、平成28年3月に総務省が策定した新公立病院改革ガイドラインに基づき、地域の医療体制において果たすべき役割などについて明確にするために平成29年3月に森町国民健康保険病院改革プラン、これは平成28年度から32年度までですが、を策定しています。さらに、令和4年3月29日付で総務省が通知した公立病院経営強化ガイドラインにのっとり、令和6年3月に持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要があることから、森町国民健康保険病院経営強化プラン、これは令和5年度から令和9年度になりますけれども、策定しています。これらのプランの中で、点検、評価、公表などの項目で附属機関である森町国民健康保険病院運営委員会を活用していくとしていますが、活動実態がなく、これらのプランの実効性に疑問があります。さらに、それは森町国民健康保険病院事業設置条例に違反していることにならないのでしょうか。森町国民健康保険病院運営委員会の活動状況と今後の対応、これらのプランの実効性についてお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

森町国民健康保険病院運営委員会については、委員、理事者、医師、看護師長、事務職等が出席し、病院の運営や決算等を議題として開催することとなっておりますが、平成24年来開催には至っておりませんでした。森町国民健康保険病院事業設置条例において、その第7条には森町国民健康保険病院運営委員会の設置が明記されており、また森町国民健康保険病院運営委員会規則第2条においては、①、国保病院の役割、②、経営上の課題、その対策、③、経営形態、④、その他病院の経営の在り方が運営委員会の所管事務として記載されております。森町国民健康保険病院経営強化プランに記載されている点検、評価、公表などに関しては、委員会運営規則に記載のとおり、今後当該運営委員会への意見聴取は行われる必要があると考えておりますので、令和5年度決算審査特別委員会開催時にお

いて担当部署よりお答えしたとおり新たな運営委員会を立ち上げ、令和7年度中の開催に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○13番（松田兼宗君） 今の答弁聞いていると平成24年度以降開かれていないわけですね。それについての責任の問題というのは一切触れていないのです。ただ、これから7年度からは開くという形になっているわけです。なっていると言いながら、本当にそれ実効性があるのか。これ最高責任者というのは町長なわけです。それなのに、条例からいうと最後の設置条例ありますよね。設置条例の中の7条に附属機関として設置しなければならないということに書いているわけです。それについての責任というのは一切触れていない。これどうやって責任を取っていくのかという問題になってくるのだろうけれども、今後の病院の立て直しにとって必要なことをやっていなかったのです。と私は理解しているの。

最初に言ったように、3回この経営プランというのは立てているのです。最初に立てたときにはきちっと開催して、その報告書が、当時はホームページではないですけども、町の広報とかホームページにも載っています。こういうふうに開かれて、やりますという形を報告はされている。それ以降やられていないということは、2回目のプランを作成するときに一切やっていないということですよ、そのときから。今回も新たに3次はつくるのはいいけれども、同じことを書いているわけです。そしたら、実際に行われるのという話。だから、その問題に関しては9月の決算委員会のときに既に私指摘しました。だけれども、一切この3か月、たっているにもかかわらず、改革していこうという意思が感じられない。それはどこで感じられないかという、このプランにおいてどこでそういう評価を公表しているかというのはホームページでやるって書いているわけです。だけれども、一切ないわけ。ホームページを見ていれば何も載ってない、やっていないのです。

最初に森町の病院のホームページを見ると、トップのページにどういうふうなことが書かれているか。これは多分ああいう薬剤師の問題があったとき以降につくられたままだと私理解していますけれども、最初が変わります。信頼される病院へって書いているのです。ということは、裏を返せば今の病院って信頼されていないのということにもなってしまいます。これは薬剤師の問題があったときからの多分変えたときだと思うのだけれども、いまだに変わっていないということです。その責任というのをどうやって取って行って、今後の問題はもちろん優先に考えなければならないのだけれども、とにかく運営委員会を立ち上げる必要がある。それには公募2人も入っています。それには一定程度時間もかかるし、そうすると3か月か4か月かかってしまうわけです。だから、その部分も含めてやったら早急にやっていかないと次年度については間に合わないのではないですか。と思うのですけれども、その辺どういうふう to 今後考えてやっていくのか、再度その辺の問題をお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、これは様々な件でお話は私のほうからもういろいろさせていただいている中と同様でございまして、やはり町政は継続されるものという考えの中で、私が町長に就任したとき、コロナ禍ということもありましたけれども、そういう中であってもこの条例に記載されて、条例上にある運営委員会、これを開催し、開催できる状況なのかということを確認しながら、これは担当課のほうに促し、指示を出す、それができなかったというところの全ての責任は私にあると思います。今後の責任というところの話ではありませんけれども、先般お話しさせていただきましたとおり、今後はしっかりと、当然議員お話しのとおり7年度に開催というところでは委員の公募も含め時間のかかる要素もございしますので、早急に進めながら現在運営委員会の開催に向け担当課のほうで話を進めさせていただいているところでございます。

当然ホームページの件に関しましても、これも随分前からお話ししていただいていた内容かなとも存じます。全てにおいて新たな体制の中で、また町民に対するお示しの部分ということも含めて新たな体制と新たな告知の中身、方法についてしっかりと明示して進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 全て町長の采配が責任であるというようなふうな答弁だとは思って聞いていましたけれども、これというのは委員会自体が、病院の中の体制の問題が非常にあるのだと思うのです。その中で数字的な部分とかいろんなことが書かれています。だけれども、それ以前の問題があるのだというふうに私は思っていて、例えば広報紙、病院の広報を出していますよね。それがいつから出していないかということ、もうかなり、最終が出したのが2019年1月なのです。この病院の広報紙を出したのは2013年5月から、ある程度一定程度の期間を起しながら発行していたのです。それが2019年、2018年も3回出しています。だから、2019年で止まってしまっているわけです。そして、今回の改革プランにおいてもそれをやっていないから出すということまで書いているわけ。自分たちでやっていないことを認めているのです。ということはどういうことかということ、町長その辺についてははっきり触れられていないのですが、町長の責任だという言い方をしているのはいいのだけれども、そもそも条例に違反していたということを認めますよね。そしたら、そういう問題になってきたらどういう問題が起きてくるのか。というのは、なぜそういうことを問題にするかということ、薬剤師の問題があったときに誰も責任取っていないのです。とすれば、今回の懲戒の問題は出てくるのではないかなと私思っているのだけれども、そこまでやれとは私言いません。今後の期待することは、とにかく病院をどう改革していくのかという問題だと思っていますから。

さらに、なぜこの問題を取り上げるかということ、今の病院の苦情をあちこちから聞くわけです。いい話というのは聞こえてこないのです。当然そういう話をするのではないと思います。だけれども、いろんな問題が、あそこがどうだった、ここがどうだったという話

を耳にするのですよ、病院の。国保病院の。それが一番問題なわけです。だから、過去のことはいいです。いいですって、あまり責めても仕方がないので、今後の問題としてきちっとそれを、病院のどういう動きをしているかという運営委員会を立ち上げて、そこで議論してもらわないと、素人が話ししても仕方がないのです。だから、中のよく知っている人たち、実際に病院の運営はどうなっていたのかということをやっていないと、それを町民に分かりやすく公表してもらおうということが必要なわけです。だから、今後の展開としてどう考えているかということ、はっきりした条例に違反していたのだということ、認めるかどうかの話をして最後の質問といたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなりますけれども、設置条例7条に対しては、その記載されているとおりには、設置というか、運営状態を正しい状況で運営できていなかったと、その点は、繰り返しになりますけれども、私の責任であると痛感しているところでございます。

そしてまた、この病院の経営の在り方、方向性、そしてまたそれを分かりやすく町民の皆様にお示しして、なおかつ外部機関というか、そういった運営委員会にしっかりとお諮りする、これは当然のことであると承知しておりますので、その点は、繰り返しになりますけれども、徹底させていただきたいと考えております。

そしてまた、もう一つ、昨年から経営企画総括監というポストを設置させていただいておりまして、医療と介護と、そしてまた町外の医療機関、様々な関係の機関と連携、状況、そういったものをしっかりとつないでいながら、この森町の医療体制というのをしっかりと維持するのは当然のごとく高めていかなければならないと私は考えております。限られた医療資源でこの地域にお住まいの皆様にも満足いく医療を提供しなければならない、そういったことは必ず私は実現していきたいと考えておりますので、ただいまご指摘いただいたお話等に関しましてもしっかりと努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町国民健康保険病院経営強化プランについてを終わります。

次に、森町複合施設建設候補地についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

森町複合施設建設候補地についてということで質問させていただきます。3月に森町複合施設整備基本構想が発表され、議会でも調査特別委員会が設置され、複合施設整備についての議論が始まっています。以下、質問させていただきます。

1つ目に、基本構想の基礎データが町民アンケートで10.9%、763世帯の回収率であることと町民ワークショップの参加者数が41名になっていることから、このデータが大きく信頼性を損ねているのではないかと考えられ、複合施設でなければならない理由が薄弱となっていると思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、3月と9月議会での行政報告の中で、町民ワークショップでいただいたご意見を基に今後の施設整備に反映していきたい、建設候補地に関わる住民説明会で頂戴した

意見などをしっかり受け止め、進めていきたいとし、森町複合施設整備検討協議会を設置していますが、ほかに町民の意見を聞く場をつくる考えはあるのでしょうか。

3つ目に、建設候補地を比較検討して数値化していますが、恣意的で客観的ではなく、評価項目の選定の理由が不明確であり、重要度、優先度順位が無視されて数値化されているのではないのでしょうか。評価項目の中で順位づけをしているのでしょうか。最も重視する評価項目は何なのでしょうか。

4つ目に、建設地の決定が最優先事項であると思いますが、第1候補地については現在の森町まちづくりの中心地、拠点が移動となることから物理的にも心理的にも町民感情の抵抗が考えられ、土地取得の財政的な負担増や将来人口の半減と将来の財政負担増が予測されることから反対であり、評価項目の経済的で合理的な場所である現在地での建設がベストであると考えますが、いかがでしょうか。

5つ目に、砂原支所と砂原公民館との整合性を考慮しているのでしょうか。

6つ目に、最終的に複合施設での建設と建設地の決定はいつ、どのように決定されるのでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、アンケートの回収率や町民ワークショップへの参加者数が少ないということで大きく信頼性を損ねているとは考えていない状況でございます。ただし、回収率が低いことにより表面化していない意見や別の考え方を持つ方もおられるとは思いますが、引き続き丁寧な説明を心がけ、理解を図ってまいりたいと考えております。

2点目ですが、現在行っている森町複合施設整備基本計画策定の過程においては、協議会のみならず、今後町民ワークショップの開催も予定しております。また、協議会を設けたことで町内団体の研修会等にも職員がお伺いし、説明等を行っておりますので、今後も引き続き町民の皆様からの意見を伺う場を設けていきたいと考えております。

3点目ですが、基本構想における建設候補地の比較検討につきましては、あくまでも客観的に比較検討し、数値化したものであり、恣意的な部分はありません。第1の候補地として選定した民地につきましても、用地の取得費用が発生するなど他の候補地にはない課題となる部分もありますが、重要度、優先度を無視しているということではなくて総合的に判断した結果で選定しております。

4点目及び6点目でございますが、現在の中心地から離れることとなりますが、町民アンケートや町民ワークショップでいただいた意見において防災機能の強化や公共施設の集約化を望む声が多数を占めていたことから、高台に位置し、国道や道道、高速道路のインターチェンジからのアクセスがよく、消防署、森小学校、保健センター、令和7年度竣工予定の新森町保育所及び給食センター等が隣接し、一帯が防災拠点となり得る位置にあり、周辺の町有地を含めると将来的な公共施設の集約化にも十分対応できる広さを有している森川町の民地を現状では第1の候補地として考えております。決定の時期につきましては、前提条件として議会議員の皆様や町民の皆様のご理解を得てということにはなりますが、

森町複合施設整備基本計画策定時にこれは決定したいと考えているところであります。

最後に、5点目でございますけれども、こちらは当面現状を維持する方向としております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） おおむね私が言ったことに関しては、こういう指摘したことを否定されたと思いますけれども、なぜそういう否定をするという根拠、それについては詳しくは触れていませんから、この中では。だから、なぜそういうことが起きてくるのかというと、まず防災の拠点化の話があります。防災の拠点を集約するのだという考えがあります。それはちょっとおかしいのではないかと。見方を変えると集約することのリスクを考えていないのだろうか。もともとあの消防署の中には防災センターありますよね。設置されているのです。その近くに持っていくということは森町の防災の拠点となる施設があそこに集中するということになると、何かあったときに全滅するということを意味するので。そのリスクを一切考えていない。リスクは、確かにあそこの災害に遭うリスクは低いかもしれない。だけれども、それは想定外なことが起きた場合にあそこの場所が全て駄目になるリスクを考えてはいないのではないかと私は思っているのです。確かに町民のアンケートの中では防災拠点が必要だって7割、8割のかかりの人が答えています。それはそのとおりだと思います。実際に公民館自体が耐震化ないにもかかわらず、一応防災拠点、避難訓練する場合はあそこに集まってもらってやっているわけですから、そこがなくなるわけなくて、そこからすると拠点をいろんな場所に分散させるということが必要なのではないかと私はまず1点思っています。

それと、比較検討の項目要素がいろいろ6項目に分けてなされていますけれども、書いて分けていますけれども、その優先順位をつけなければ意味がないのではないかと私は思っています。なぜかという、5番、6番、森町の魅力を伝える場所、そして森町の未来をつくる将来性のある場所というのは、私に言わせると半分どうでもいい話なのではないですかということなのです。違うのではないの、本当の目的というのは。先ほど言いましたように、防災拠点になることが一番町民が望んでいることなのです。

さらに、問題は、6項目の中に触れられていないことというのは、先ほどの野口議員からの質問の中でもあったように財政のことを一切考慮に入れていない。そこが一番、それが最優先になるのではないですか。経済合理性な場所、ここの4番が一番最優先にされなければならない。とすれば、ここの配点が高くしなければならないのではないかと私は思っています。あれを見ると今の第1候補の場所がどういうことかという、5番、6番で配点が高くなっているのです。私はそなのどうでもいいこと、極端に言う。あればもちろんいい、否定はしません。だけれども、重要度からいうとそういうことではないですよ。財政的な問題。防災上の問題を最優先に考えて場所を選定しなければならないのではないというふうに私は思っているわけです。

そして、説明するときに、先ほど言いましたように町民からするとあの場所というのは遠いのです。私もあそこの場所通ることがあって、この前通ってみました。けれども、やっぱりあそこの場所というのは、今保育所の工事やっていますけれども、通る機会というのはほとんどない。だから、余計町民からすると、そこが心理的な問題なのです。はっきりした今のこの庁舎から何メートル離れているか、一切そういうことを書いていないわけですから。それをきちっと調べて、多分1キロ程度だと私は思っていますけれども、その辺の部分が町民の一般的な人にとっては心理的な抵抗が強いのではないかと私は思っています。というのは、私何で今回こういう質問をしているかという、町内会の役員会があったときにたまたまその話題になったら、全員があ場所駄目だという話になってしまうわけですから。さらに、複合施設が本当に必要なのかという話まで出てきてしまったのです。私はそのときに意外に思ったのです。何でそういう問題が出てくるのだろうなと思って考えて今回質問を組み立てています。そこが根元にあります。

だから、町民のいろんな場面で意見、それは十分に今の第1候補について最優先するのは別にいいのですが、その説明を、どうしてもそこ場所が必要だということを説得しなければならない。その部分が最も今の説明会なり町民との対話の中でないのではないかいと私は思ったのです。それが今後必要な部分。この1年間あと残って、基本設計までにありますけれども、その中で本当に複合施設が必要なの、それとあの場所、第1候補にしている土地が取得が必要なのですかということをきちっと考え直さないとならないのではないかなと私は思っています。だから、あえて私はあの場所については反対であると表明したいと思います。それについてどういうふうに町長がお考えになるのか、まず再質問で質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

大前提として、先ほど野口議員のご質問のときにもお話しさせていただきました。ある一定の基準を町民の皆様、そして議会の皆様にお示しして、これはやはり方向性としては皆様のご意見をお聞きしながら、調整しながらつくり上げていくという方向性にまずはさせていただきたいというところがまず1点でございます。そのためには議員おっしゃるとおり、まだまだ本当に多くの皆様からいろんな角度からの情報の提供に対するご意見というものもお聞きする必要があると思います。

例えばですけれども、町民から見て何キロ離れているかという観点に関しても、当然議員おっしゃるとおり、例えばこの本町地区にお住まいの方からしてみると、何かすごくやっぱり離れてしまった。行きづらい。それは歩いていける距離という尺度があるからこそ、そうなるのかなというふうに思います。一方、砂原にお住まいの方からしてみると、すごく災害時に、噴火で避難して、今は一次避難、1.5次避難という言葉もありますけれども、大規模に一旦集約できる、そういった避難施設がやはり噴火の際には欲しい、津波の際には欲しいという言葉も同僚議員の皆様のご質問からでもある程度ひもとけるのかなって思います。非常に複雑な、様々な方々の立場からのご意見というものが入り乱れる事業でござ

ざいますので、当然一筋縄にはいかない部分もあるのかなとは思いますが、やはりここはある一定程度の数値、指標をお示しさせていただきながら事業をご判断、ご評価いただく必要があるのかなって思います。

ご質問の中に恣意的というお言葉があったのですけれども、そこは別にずっとこれでこのまま、この評価のままいくということではありませんし、今議員おっしゃるとおりもうちょっと細分化された配点の要素があってもいいのではないかと、そういう意見も当然考慮して、様々な定量的な資料というのをこれから作り上げていく必要があるというのは先ほど野口議員にもお話しさせていただきました。これも何かの一般質問の答弁のときにお話しさせていただいたのですけれども、行政的に形を決めてばっと進んでしまえば1年、2年で計画なんてできてしまうのです。ですが、やはりそこはそうではなくて、町民の皆様のご意見、将来的に、ある一定の将来にわたるご負担も認めていただきながらの整備事業になりますので、そこはやはりみんなが納得というのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、そういったところは柔軟にご意見をお聞かせいただきながら、資料を提示して引き続き計画策定に向けて進んでいきたいなと考えております。

評価6項目の配点という話ではありますけれども、これもやはりどんどん、どんどん細分化すればするほど物すごく複雑な評価要素になっていく可能性もあります。それがそうなったときに、では收拾がつくのか、では誰がそれ收拾つけて決めるのかという話とかにもなってくると思います。最終的には、先ほど最初の質問の中の最後のほうにもありましたけれども、そこはやはり最後は、これだけ大きな事業でございますし、賛否両論が例えば50対50で分かれた場合は、もうこれはやっぱり政治判断というところを私が責任を持って下して、それで、もっと大きな話になってしまえば選挙を通じて町民の真意を問うというようなところにもつながってくる可能性もあります。そのくらいまで私は考えているというところをひとまずはお伝えさせていただきたいと思います。ですが、やはり時間もあまりかけていられない、20年なんてかけていられませんから、本当に老朽化、役場庁舎も含め公民館も本当に老朽化も進んでおりますし、耐震性もありませんし、津波の被害、災害はいつ、時と場所を選ばず、そのリスクはどんどん高まっている状況でもあります。防災面という話もあって、防災基地としての役割というところも、これもしっかりと、今このようなご質問をいただくということは、やはりもうちょっと詳しいそういった考え、構想的なものも表してお示しする必要があるのかなと思いますので、その辺も今後しっかりと整理して進めていきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 意見を聞くというのをよく言うのですが、意見を聞くだけで、ではそれを取り入れるということはするのだろうかって私はいつも思っているのです。いろんな説明会をやっていますよね。過去ワークショップも含めていろんな形の町民の説明会をやっています。その中でどういう意見が出てきているか私は調べていないのですけれども、

それを聞いて、聞くだけで、あとどうやってそれを取り入れる段取りになるのか。そういうのというのはあまり聞いていないのです。どうやって取り入れますか。多分今のままでいくとただ聞いているだけで、この1年間。それで、今までつくってきた基本構想のままで進むのが流れになってしまうのではないですか。どうもその辺が疑問なのです。とすれば、細かくいろんな意見を聞く、多分これから最終的に基本計画立てるだけで、パブリックコメントを一定の過程で、最終的に1か月かそのぐらいホームページ上でやるのだろうけれども、それ以前に、それが出来上がる前にどうやって町民の意見を吸い上げて、ではこれは正しい意見かどうかというものを含めて考えて判断していくのだろうけれども、その辺まずもう一度聞きたいと思います。意見を取り入れるための説明会なのか。違うのではないか、一方的にこういうことをやりますというだけの説明だけで、それに納得してくださいという説明会でしかないのだと私は思うのです。

そして、統計的というか、いろんなデータ、今回評価項目の中で点数をつけてやっていますけれども、私に言わせるとこういう評価というか、統計学の話になるのでしょうかけれども、人を納得させるためにどうやって数字をつくるかという話なのだと私は思っていますから。とすれば、何で一番疑問に思ったかということ、一番項目が町民の中でも、アンケートの中でも評価が、多分二、三割の人しかそれを必要だと言っていないのだけれども、それは5番、6番の部分が必要でないというアンケート結果出ているのです。にもかかわらず、この部分を乗っけているのです。だから、必要ではないということ言うつもりはないけれども、だから率を考えて配点しなければならないのではないかと私は思うわけです。そして、重要度が、何が重要なのかということは答えていないのかな。その辺の部分がよく分からない。町長の答弁だとこの6項目で何が最重要か、重視しなければならないのかということ答えていないと思って、それを最後に聞きながら終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

何をもって取り入れたかというところ、手法、方法論としてなかなか説明するというのは難しく、そうさせていただきますという話でしかちょっと今の時点ではないのですけれども、ですがこの間いただいた意見、アンケート等からも基本構想の中には組入れさせていただいております。その出来上がった資料に対して、いや、もっとこうなのではないか、今議員がおっしゃっているようなことも含めて、そういったことをどんどん重ねていくということが大事だと思いますので、これは引き続きしっかりとやっていきますというお話ししかないのですけれども、何とぞその辺でご理解いただければと思います。

何を最優先に町長として考えるかというところでございます。当然それは基本構想の一番上にも掲載させていただきました防災というところ、これをどのように資する施設として整備していくか、将来的なそういった要素を財政負担はあまりかけないように享受できるような施設として整備するか、そこが私は非常に大事なかなって思っています。当然津波浸水区域から離れているということもそうですし、先ほど全てそこが潰れてしまえば全滅ではないかというお話は当然そのとおりだとは思いますが、しかしながらだ

からといってそれを分散するとそのリスクが少なくなるかといいますと、やはり大規模災害を考えるときには、そのレベルの大規模災害でありますと、一旦ダメージを受けた防災施設に関してもある程度集約していると復旧、復興をそこに注力できるという考えもありますし、ある程度の施設集約、広場がありますと外部からの援助、復旧、復興の部隊、これは自衛隊、近隣町村の支援、人員等々、ボランティアも含めてそういったことを集める施設にも使えますし、近くには浄水場、また給食センター、大規模な体育館、学校施設です、そういったものも比較的あそこに集約されるし、近くには公園もあります。被災地域として公園が外れたのであれば、その公園もまた大きな広場として様々な活用に資する地域として運用できるのかなとも思います。そういったことを複合的に考えてあの森川の民地のあの部分のあのくらいの広さの土地が必要であると考えていまして、そういった面では第1候補地として挙げさせていただいているというところでございます。当然それよりももっとこういうところ大事ではないか、こういうところを優先にすべきではないかというお話も当然皆さんお持ちでいると思います。そういったことは、町長がそう示したからそれが一番だということではなくて、そういったことも含めて考える要素をお互いにキャッチボールしながら基本計画を策定していく、そのプロセスを実現してまいりますということでは今の時点では答弁できない状況でありますけれども、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町複合施設建設候補地についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時25分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、サケの不漁について、社会減を食い止める定住対策について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、サケの不漁についてを行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1問目、サケの不漁についてです。魚介類は、良質の動物性たんぱく質やビタミンだけではなく、動脈硬化の予防が期待されるDHAなどが含まれており、健康維持のための成分が多く含まれております。日本周辺には世界でも有数の漁場が多々あり、豊富でおいしい魚介類が安価で入手でき、日本の食卓を彩ってきました。魚介類の中でもサケは安価で水揚げ量も多く、レシピの多さから国民食とも言える存在であり、魚卵であるイクラも非常に人気があります。しかし、近年は多くの魚種で記録的不漁であったり、以前は見かけ

ることのなかった魚介類が水揚げされたりと海の異変が顕著に表れており、前浜で水揚げされるサケも激減しております。

サケは、さけ・ます増殖事業協会の主導で放流事業が行われていますが、水産研究教育機構のデータで鳥崎川を見ますと、放流数は大きく変わりありませんが、河川での捕獲数は平成18年をピークに減少しており、現在では捕獲事業そのものが中断されております。捕獲されなくなったサケは自然遡上することになりますが、現在の鳥崎川で自然に産卵、ふ化が可能であるか未知数なところもあります。母川回帰率によっては放流事業としての評価に影響するところではありますが、3年から5年のサイクルが必要であり、町内河川からの稚魚降海数、海に戻っていく数です、を確保することが前浜での水揚げ確保、採卵数確保の第一歩であり、基幹産業の一つである漁業、水産加工業振興のために重要であると考えますので、町長の所見を伺います。

○議長（木村俊広君） お答えします。

全道的にここ数年来アキサケ漁の不漁が続いている中、当町も同様に令和5年度の漁獲量が20トンと、直近ピークであります平成27年度に記録した340トンの17分の1にまで落ち込んでおります。また、回帰率に目を向けますと、令和5年度は北海道全体で2.17%であったのに対し、当町は0.09%でありました。具体的に数字を述べますと、令和元年度に鳥崎川と尾白内川から合計で660万尾を放流したのに対し、4年後の令和5年度には沿岸での漁獲と鳥崎川での捕獲で6,000尾しか戻ってきていない状況であります。

漁獲量と回帰率が低調に推移している影響によりまして、稚魚のふ化、放流業務を担う渡島さけ・ます増殖事業協会も非常に経営が厳しく、事業規模を縮小せざるを得ず、令和5年度から当町でのふ化業務を停止し、今年度からは鳥崎川での捕獲業務と尾白内川での放流業務を見合わせております。しかしながら、放流しなければ漁獲されない魚種でありますし、来遊数の増減が基幹産業と地域経済に直結する貴重な資源でもありますので、今後も渡島さけ・ます増殖事業協会に対する最大限の支援を継続していくとともに、停止となった業務の再開に加え放流数の維持、上乘せについて強く訴えてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 17分の1というのは物すごく少ないなというのを改めて私も数字を聞いて感じるころであります。

本当森町にずっと暮らしていて、私小さいときからサケというのは、例えば尾白内川にしても鳥崎川にしても大変多く遡上していて、川の上からサケ上ってきているのを見たのを記憶あります。そして、あきあじまつりですか、あれでは本当に小さい頃連れていってもらって、簡易的な水槽を作ってサケの手づかみなんてやらせていただいていた大変楽しかったなという記憶があります。こういう表現はちょっと悪いのかもしれないのですが、森で生のサケって、僕の小さい頃感覚です、お金出して買うものではないぐらい一般的な魚で、朝に玄関を開けると漁師の方がサケを何本か玄関の前にどんどんと置いていって

くれて、これ誰置いていったのだろうなと分からなかったというのをちょっと思い出して、それぐらいサケって森町にとって一般的というか、町民食と言っていいようなサケだったのかなというふうに思っています。そのサケがすっかり不漁によって見る機会も減り、食べる機会も減ってしまって、本当に高級魚になってしまったなというふうな思いでした。

その不漁の原因です。さけ・ます増協のほうでも回帰率が悪くて経営の部分で捕獲もやめてというところですけども、鳥崎川においてはまだ放流数は確保されているのかなという、私も直近までのデータを見てはそう感じていたのです。その年によって多少の増減はあるにしても放流数自体はそれほど変わっていなかったのかなと。ただ、回帰率というのですか、戻ってくるサケが極端に少ない。それが不漁につながるのですけれども、その不漁の原因、これをつかまなければならないと思うのですけれども、私いろんな文献を読んでいる中で水産庁の見解ということで、やはり地球温暖化、海水温度の上昇が主たる原因であるというような記載を目にしました。サケというのは自分の母なる川に戻ってくるという習性があるので、水温が上昇する、しないにかかわらず、母なる川は変わらないはずですから、戻ってくるものはくるのだろうなと素人考えだったのですけれども、その辺も私もいろんな文献見てなるほどなと思ったのが、水温が高いとなかなか、タイミングを見ているのか下がってこないのですってね、冷たい海域から。そして、ロシア方面の冷たい海域にいる間に、向こうだとカラフトマスとかが多いらしいのですけれども、そこで餌の取り合いになったり、あとはロシアだとかそちらのほうでの漁業で取られてしまうというのが大きな原因ではないのかというような記載がありました。

そういった例えば地球温暖化ですとか海水温度の上昇、ほかの分野での取組、再生可能エネルギーがどうか、そういうところではもちろん町としても取り組む必要があるし、私たち一町民も気にしていかなければならないところではあると思うのですけれども、町としてではロシアに取るなということも言えないだろうし、ここの水温をどうやって下げるかなんて具体的な話もなかなかできないでしょうから、町として対策難しい部分はあるのかなとは思っているのですけれども、先ほど数値紹介していただきましたけれども、やはりある程度の帰ってくる数を見込むためには今まで以上に放流するしかないと思うのです、町長のお話にもありましたけれども。やはりそこはさけ・ます増協のほうに支援をしてでもある程度数、回帰率がここ悪いのであれば、よその倍でも3倍でも放流しなければまず帰ってこない。放流すればゼロということはないでしょうから、そういったところも考えると、やっぱり今まで以上に放流する、支援してでも放流してもらい、そういった施策が必要なのではないかと思いますので、まずそこを1点再質問させてください。

それと、鳥崎川と尾白内川で捕獲事業行われていたのですけれども、それが今行われていないということは、自然に遡上して、自然に産卵して、自然にまた海に戻っていくというような形になるかと思うのですけれども、私の認識で尾白内川については大きな堤体を持つような砂防ダム等もなく、小さな落差工は幾つかあるのですけれども、高さが1メートルあるかないかぐらいの落差工なので、そこはサケも上がっていけるとは思うのですけ

れども、鳥崎川です。鳥崎川ですと、まず下流域に堤体が10メートルほどある砂防ダムがあって、そして上流に行くと大きな堤体が二十何メートル、30メートル近くあるのかな、鳥崎ダムがあるのですけれども、そういった環境の中で自然に遡上していったサケがどのような産卵に至っているかというところをもし調査して既に把握しているというのであれば、そこをちょっと紹介していただきたいのですけれども、もしそういうところ分らないというのであればそういう調査も必要なのではないかと。これ町でやることでなくて、もしどこか、道だとか水産庁とかでやるべきことであれば町としてそういったところ調査してくださいというところを強く働きかけが必要なのかと思うのですけれども、そこも質問させてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

不漁の原因というところにおいては、議員もお話しのとおり環境変化というところ、特に高水温というところが非常に影響があるのではないかとこのところは関係者の中では常に話し合われているところであります。当然放流しなければ、した分が帰ってくるという考えの中では放流し続けるということが非常に大切なのかなというところは認識は一致しているところであります。

渡島増協への支援に関しましても、令和3年度までは年間2万円の支援の金額でした。それがやはり不漁、そしてまた経営難、増協の運営難というところにおいては、令和4年度から142万円まで町の支出支援金のほうを上げさせていただいております。これは森町だけではなくて、増協に加盟しているというか、養殖事業に対する各自治体が漁獲量等に合わせて負担金を算出している中では非常に各自治体高額な支援金というか、負担金の支出状況になっております。中にはもう四、五百万円クラスの支援金を支払っている自治体もあります。漁獲高に応じての負担金ではありますので、そういった違いは出てくるにしろ、やはり自治体からの支援というところ、金額というところでも非常にここ数年で増額させていただいているところであります。

それだけではなくて、やはり増協の組織として運営の中で経費の削減等々も考えていただくというところにおいてふ化場の集約、事業の縮小というところに至っているわけではありますけれども、やはり北海道増協に対しての要請ですとか、そもそも北海道として食料生産というところ、北海道の中での漁業に対する食料生産においてさけ・ます増協の事業をどのように考えているのかというところを、先日も渡島増協の会議がありまして、出席させていただいた中では組合長をはじめ我々自治体の長も北海道の担当者に非常に強い感じでお話をさせていただいている状況でございます。やはり1次産業での食料生産の事業というところにおいては、農業も一緒ではありますけれども、水産資源をなりわいにされている生産者の事業をどのように持続可能なものにしていくかというのは非常に大切な要素ではあります。引き続き増協の運営に対してはしっかりと支援のほうは行っていくとともに、北海道、国に対しても、これは各自治体、増協も含め関係者の中で一緒に要請とか現状を訴える、そういう活動もしていかなければならないという話は近隣自治体の首長

とも意見を一致させているところでございます。引き続き当町としても増協に対する支援、そしてまた国、北海道に対する様々な訴えかけ等々は行っていきたいと考えているところでございます。

そしてまた、砂防ダムと生態系の関係に関しては、これは引き続き、すみません、今手元には資料がありませんで詳細についてはお答えできないのですが、これに関しても生態系の調査、こういったことが影響になるのかということも含めてこういった調査物に関しては引き続き北海道等に関して訴えていきたいと思っているところでございます。また、その情報共有に関してもしっかりと行っていただきたい旨要請のほうは出していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 増協のほうに令和3年までは年間2万円の支援だったのですね。これ知らなかったのですけれども、随分少ないなという、後半は100万円単位で支援したようですけれども、増協のほうも大分経営が苦しいということであれば、やはり周辺の自治体と、例えば八雲だって結構サケのにぎわう土地でありますので、そういった町と連携して十分な支援を行って、繰り返しになりますけれども、まずは放流数をしっかり確保する、捕獲の事業も再開していただいたほうが採卵数は絶対増えるのかなというふうに思っていました。繰り返しになりますけれども、道だとか国のほうとも連携して、まずは放流数をしっかり確保するというところを進めていただきたいなと思いました。

森町ですとふるさと納税の一番人気がイクラであるようですので、原料をよその地域から持ってきてこちらで加工しても森町の商品として扱ってはいただけるようですけれども、やっぱり前浜で取れるものが森町産というところで一番誇れるのかなと思いますので、ふるさと納税をしっかりと協力いただくためにもサケの豊漁というのは必要不可欠のかなと思います。また、先ほど町長2万人まつりのほうでホタテとサケで大変人気があつてにぎわってきたということなので、やはり森町といえばホタテも看板ですけれども、サケも十分看板だと思いますので、そこは今まで以上に力入れてほしいなというふうに思いました。

それで、放流数のほうはいろんなところで協力体制取って何とか確保してほしいというお話はここで終わりたいと思うのですけれども、自然に遡上する状態になったということですね。今までは捕獲事業が行われていたので、上流のほうにサケが上がっていくということは少数はあったのかもしれないですね、捕獲事業の前後に上がったやつとか、わなかから多少逃げるのもあったかもしれません。多少は上がったのかもしれないのですけれども、現状せっかく戻ってきてくれたサケが頑張って川を上がって行って採卵場所を探すというような状態になっているかと思います。それで、先ほど調査が必要なのではないかというようなことを聞いたのですけれども、私これもちょうといろいろ調べたら、サケって湧き水のあるところまで遡上して、川砂ではなくて川砂利のあるようなところで産卵するらし

いです。先ほど言ったように尾白内川に関してはある程度上流まで上がっていけるのかなというふうな認識なのですけれども、さっきも言いました鳥崎川です。まず、下から上がっていくと国道、高速道路のちょい上に大きな砂防ダムで、堤体が約10メートルぐらいあったと思います。一応そこに魚道がついているのです。一時期詰まったりして機能していなかったらしいのですけれども、現業所のほうで整備してくれて、私去年だったかな、おとしぐらいだったかな、実際そこを見たのですけれども、そのときにはしっかり水が流れて、魚道として機能しているなというふうに思っていたのですけれども、実際あの魚道でサケがそこを上がっていける、サイズだとか、高さだとか、水の勢いとかいろいろあると思うのですけれども、実際サケが上がっていける魚道なのかなというところが逆に疑問に思ったのです。せっかく魚道があってもサケが上がっていけなければ何にもなりませんので。ですから、その辺調査するときに、まずは鳥崎川の第1関門と言えらると思うのですけれども、その魚道がサケの遡上に適しているかというところを、そこも調査してほしいなというふうに思うのです。これは北海道のほうも絡んでくると思いますので、そういったところを調査してほしいというところをまず再々質問1つさせてください。

そこから今度上がって行って、今度駒ヶ岳ダムがあるのです。あそこは魚道をつけて上がっていただくというような高さではないと思います。あそこは正直言ってそこから上にサケが自然に遡上していくというのは魚道をつけてもさすがに高さ的に無理だなというふうに思っているのですけれども、そこまで行くまでに支流といいますか、鳥崎川に注いでいる小さな川あると思います。そういったところが上がっていければそういう湧き水だとか、川砂利だとか、そういう適した場所をサケが見つけてくれればいいかなと思っているのですけれども、場所によってはそこにも小さな砂防ダムがあるのです。そこで、結構日本海側の例を見ますと砂防ダムのスリット化という事業があるそうです。やっぱり川の魚の行き来を盛んにするために。砂防ダムの目的として砂を止めるためのものか、大きな石、土石流的なものを止めるものかによって目的は分かれてくるかと思うのですけれども、もし堆砂してそもそも砂を止めるための機能がもう終了しているような砂防ダムであつたら、いっそのことスリット化してもらうとか、あとそういう大きな石が流れてくるのを止めるような、土石流を止めるためのような砂防であつたらそれこそスリット化して、大きな石は止まるけれども、水は普通に流れるというようなタイプの砂防ダムの改修というのも1つ方法ではないのかなというふうに思います。そういった事業はたくさんの財源が必要ですので、もちろん町単独でそれをやりましょうといってもなかなか無理なところもあるかと思うのです。そういったところはやはり道なり国なりに協議して、そういった方法も一つの策なのではないかというふうに思うのですけれども、そこをもう一つ質問させていただきたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、鳥崎川の砂防ダムの状況と生態系の関係に関しては、もう一度資料等々関係機関と調整してというか、一旦お話しさせていた

だいて、改めて情報を集めさせていただきたいと思います。

そしてまた、ダムのスリット化に関しましても、サケの魚道というところ以外にも近年砂防ダムがすごく海のほうに山の栄養分が流れることを食い止めているのではないかみたいなお話もあったりもして、その中の話にダムのスリット化というのも検討すべき材料ではないのかという話も聞いたことがございます。当然町だけというところではなくて、これもまた広域もしくは増協、関係機関通じて要請の中で検討して訴えるべきところに訴えていければなって思います。その辺も含め整理して、改めて国、北海道に対する要望等をまとめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） サケの不漁についてを終わります。

次に、社会減を食い止める定住対策についてを行います。

○2番（河野文彦君） それでは、2問目、社会減を食い止める定住対策について質問させていただきます。

少子高齢化による人口減少社会を迎え、東京や札幌といった人口集中により拡大してきた大都市圏であっても今後は人口減少が進んでいくと言われております。地方では人口流出に起因する社会減が深刻であり、早期に克服することが地方の活力を維持するために必要不可欠であります。近年若い世代を中心に都市部から地方へ移住する田園回帰の潮流もありますが、人口の社会減を克服できているのはごく一部の自治体であるのが現状です。

社会減と言われる地域間移動の要因としては進学や就職、転勤などの就業機会、住宅事情など様々ですが、就労箇所は森町内のままですが、住宅取得の際に函館市や七飯町などの町外を選択してしまうケースがあり、子育て世代が多いようであります。このような場合、就労人口は変わらなくても住民税や固定資産税などの税収減、町内での買物など消費活動流出による地域経済の悪化、児童生徒の減少による教育環境の萎縮、町内会活動などの地域コミュニティ衰退など懸念される事項は多岐にわたります。森町は近隣の自治体と比較してもトップクラスの子育て支援や高齢者支援を行っていることは重々承知しておりますが、定住の地として選択していただけなかったことによる社会減は早急に食い止めなければ人口減少がより加速する事態となりますので、質問いたします。

1つ目、森町の社会減の要因をどのように分析しているか。

2つ目、選択していただけなかったことによる社会減をどのように評価しているか。

3つ目、選択していただくための施策が必要と考えるが、いかがか。

以上、お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目についてですが、令和6年1月から11月までの中で町内からの転出が多い月を見ますと、3月で全体の29.4%、3月、4月ですと全体の44.4%となっている状況でございます。さらに、転出先が札幌圏、渡島管内、道外が多くなっていることを踏まえますと、この時期に地元の高校を卒業した学生の進学、就職と就業者の転勤等に伴う移動によって

転出超過となることが社会減の大きな要因であると捉えております。

2点目についてですが、当町にて実施しております子育て施策や高齢者施策についての手厚い支援に至っては共通認識を得られていることをこのたび確認させていただきました。しかしながら、この施策のほか様々な施策を実施しておりますが、現状で社会減を直接食い止めることができていないことにつきましては大変危惧しているところであります。そして、森町を選択していただくには現状の施策検証、改善、また新たな施策の掘り起こしを行いながら、まだまだ知られていないよりよい施策の情報をもっと知っていただくため町外、道内外へ発信し、認知していただくことが必要と考えております。

3点目についてですが、1点目のご質問で社会減として捉えている要因を学生の進学、就職、就業者による転勤等によるものとお答えさせていただいたところであります。やはり学生や特に若い世代の方々に关しましては、おのこの考えの下、様々なことにチャレンジしていくことも踏まえると、おのずと町外への進学、就業の道が多くなるものと捉えております。しかしながら、学生のみならず一度町外へ出て、そしてまた森町へ戻って就業、居住できるような施策が必要と認識しておることから、既存の施策のみならず、今後の地域の社会情勢等を見据え、新たな施策の掘り出しに努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○2番（河野文彦君） 社会減にもいろいろな要因があつて、今紹介していただきました進学ですとか就職、転勤ですとか、いろんな要素があると思います。この質問の中にも記載されているのですけれども、一番危惧しなければならないのは、例えば、ここに書いてあるとおりなのですけれども、森町で働いたままなのに家は函館に建てようとか、函館から森に通う。森に家建ててくれれば何てことないのです。残念ながらそういうケースがあるのです、町長もご存じかとは思ふのですけれども。そういう世代というのは子育て世代ですとか、40代くらいが多いのかな、そういう世代がやっぱり抜けてしまうというのは非常に苦しいかなと、いろんな障害が出てくるのかなというふうに思つて危惧して今回の質問をさせていただきました。

私実は、もう七、八年前になるかな、前町長のときにも同じような質問をさせていただきました。そのときには同じようなこういったケース、そういう家だけ函館で、七飯に建てて森で働くというようなケースを防ぐために住宅取得を町内でしていただくと、そういうのを促すための大胆な発想の転換、施策が必要なのではないですかというような質問をしたのです。そのときの答弁で、当時は太陽光発電システムの設置補助金をしていますとか、当時はまだペレットストーブも補助金していたのですけれども、こういったことをしているので、そういった町内での住宅取得の支援は、十分とは言わなかったかもしれないけれども、しっかりやっていますというような答弁だったのですけれども、正直言ってペレットストーブ安く買えるから森町に家を建てようなんて思わないですよ。ですから、その後そういう施策を後ればせながら考えていくというようなお話もいただいたのですけれど

も、残念ながら今までそういう施策って特に出てこなかったのかなというふうに思っ
て今回改めてこういった質問をさせていただきました。

私いろんな方法はあるとは思うのですが、当時もちょっと主張させていただいた
ところを今改めてもう一度質問させていただきたいのですが、定住促進団地みたい
な感じの、町で住宅地を造成して、町有地ですよ、を造成して、町民の方でも町外の方
でもどなたでもいいと思うのです。格安で町有地を住宅建築用として提供する。よその町で
もやっているのです。前回質問したときはお隣の八雲町でもやっていたのですよ、定住促
進団地というのを。ちなみに、八雲町は無償でした。ここに家建てるのなら土地くれると
いう。よその町でもいろいろ見ると1区画1万円で販売しますぐらいなところもあって、
やはりそういった住宅取得の際に隣町に流出してしまうというような事態だけは避けよう
という危機感がひしひしと当時から感じていたのですが、残念ながら森町はその部
分に関してはちょっと力が入らなかったのかなというふうに思いました。

それで、今でも全然有効な施策ではないのかなと私は思うのです。なので、今回質問さ
せていただいたのですが、そこで再質問として定住促進団地、大体どういったもの
かというのは町長もイメージつくかと思うのですが、ぜひ森町でも、例えば今町
営住宅の古くなったものを解体して更地になっていくというところこれから増えていくと
思うのです。そういったところをある程度区画整理して、格安、僕は無償でもいいのでは
ないかと思うぐらいなのですが、その辺はただ不動産屋さんとの兼ね合いもあります
ので、ただそこを取得して住宅建築をすると函館、七飯に建てるよりもより経済的にメ
リットがあるよというようなものを、付加価値をつけて森町に家を建ててしっかり根を張
っていただくと、そういった施策が必要なかと思うのですが、いかがか再質問さ
せてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員に今ご提案いただいた定住促進用の土地を何らかの形で開放して町有地をと
いうところに関しては、現状今本当に解体を進めている旧教員住宅等々、予算の都合もあります
ので、そこを少しずつとか、分割で進めているところはあるのですが、やはり
土地として家を建てるというところに対して適しているような場所に関しては、用途は別
としてもどんどん、どんどん民間のほうに私は売却していく方向性で考えております。そ
れをどういうふうに生かすかというところを検討する上では、町外に例えば若い子育て世
代が家を建てて、仕事はここで引っ越してしまうというのを阻止、阻止という言い方はち
よっとあれですが、幾らかでも防ぐ要因となるのであれば施策としては非常にいい
方向性であるのかなって思います。いずれにしても、非常に今上台の町有地等々、そして
また旧教員住宅の解体が進めば、どのように活用できるかというのは壊してみないと何と
も言えないところも若干あるのですが、そこは前向きに考えさせていただきたいな
と思います。

やっぱり住むところもそうですし、議員お話しのとおり仕事をしながら子育てをすると

いうところにおいては総合的にもっともっと施策の段階で様々な環境整備、例えば保育所の、私も今回公約に挙げさせていただいているのですけれども、病児保育の実現等々、これは若いお母さんたちから保育所整備していただけるのであれば、新しくきれいだというのもいいのですけれども、ぜひ子供が熱出したときに迎えに行かなくてもいいような、そういうものを何とかぜひ町長、できないですかねみたいな話は本当に多くいただいておりますので、そういった点も含めて総合的に施策は考えていきたいなと思います。今ご提案いただいた住宅用の土地というところの提供、住宅促進に関するそういった施策に関しても前向きに考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） かなり前向きに賛同してもらえたのかなというふうに今聞いていました。町の財産ですから簡単に進めれないことだろうなどは認識はしているのですけれども、大きな土地であればそれこそ今後何か大きな事業をするときにというような土地にもなってきますので、そういったところはある程度町でしっかり保有しておくというのも大事ですけれども、そうではない結構小さな土地もいっぱいあると思うのです。そういったものは町で持っているぐらいだったらどんどんそういった部分で提供して、それがこの間七飯町の土地みたく一般に売却してしまう方法もあるのでしょうか、今回の質問の内容のような定住のための開放といいますか、譲渡といいますか、そういうのであれば町で持っているより固定資産税も入るし、上に物建ててくれたらその分の税金も入るし、メリットしかないと思うので、ぜひそこは前向きに本当に進めてほしいなというふうに思いました。

それで、再々質問として手短に。先ほどは例えば土地自体を無償なり格安なりというようなお話ししたのですけれども、もしそこまでいけなかった場合に、やっぱり民間の不動産屋さんもありますので、そこはなかなか難しいと思うのですけれども、例えば固定資産税の減免なんかの一つの手法かなと思うのです。ただ、単純に何年減免とか非課税にしてしまうのが地方税法上可能かどうかは分からないので、ただ固定資産税を納めてくれた分だけ補助金として支援するというような形、グリーンピアさんでやっているようなスタイルだとできると思うのです。ですから、単純にというか、最初に言った土地の部分だけではなくて、ほかの部分でも森町に根を張っていただくための住宅取得に対しての支援というのはいろんな方法があると思うのです。例えば固定資産の部分ですとかもあると思うのですけれども、ぜひいろんな部分、いろんな施策のそれこそ掘り起こし、そういうのをぜひぜひ進めていってほしいといいますか、進めていかなければ駄目だと思いますので、最後に改めて町長の所見を伺いたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり様々な施策があると思います。当然何かを取得するときの固定資産税の減免等々も、これは検討すべき材料の一つであるのかなと思います。やはり住むと

ころ、仕事、まさに町、人、仕事というところです。そういった中では本当に今若者も含めいろんな方々がこの森町を、まずは期限を決めながらではありますけれども、来町していただいて様々な活動をされている、そういったものをどのように町民の皆様にお示しして、そしてまたそういった方々にやりがいを感じていただく、そういった方向性の施策の掘り起こしもそうだと思いますし、先ほどお話しさせていただいた子育ての環境もそうですし、教育もそうですし、本当に行政事務全てにおいて定住の確保、社会減の抑制、そういったものは関わるのかなって改めて認識させていただいている次第であります。本当にどこどここの課の仕事、どこどここの課の考えることではなくて、様々な課において持っている仕事の中でそういった施策をちりばめながら、この施策の掘り起こしというものはしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 社会減を食い止める定住対策についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第1号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー1を御覧ください。本案は、薬剤師の確保を目的として、当町と民間事業者との給与格差を埋めるため、薬剤師手当を支給できるよう所要の改正を行うものです。

第1条の改正は、森町職員の特殊勤務手当に関する条例に病院に勤務する薬剤師が調剤業務に従事したときに月額10万円の手当を支給する旨を規定するものです。

第2条では、薬剤師手当新設に伴い、特殊勤務手当に関する条例の規定を準用している森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に条ずれが生じてしまうため、所要の改正をしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第2号 令和6年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町一般会計補正予算の第10回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,712万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ126億8,891万3,000円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為、第4条の地方債の補正は、第2表、第3表及び第4表にそれぞれ記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入の主なものについてご説明いたします。10ページの款15国庫支出金、項1国庫負担金から項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金まで及び款16道支出金、項1道負担金から12ページの項2道補助金、目2民生費補助金、節1社会福祉費補助金までは各種障がい者福祉サービスに係る国及び北海道の負担分となっております。

款17財産収入の補正は、各基金運用利子精査によるものです。

款18寄附金は、個人の方からいただいた寄附金を計上し、砂原中学校に電子黒板を購入しようとするものです。

次に、14ページの款19繰入金及び款20繰越金は、補正財源として計上するものです。

款21諸収入の4万2,000円は、消防の防火衣購入に当たり落札業者が納入を辞退したことによる違約金を計上するものです。

款22町債では、森町葬苑改修事業に係る町債を計上するものです。

次に、16ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、各科目に光熱水費の補正がありますが、電気料金の値上げが主な要因であります。また、各科目での積立金の補正については、各基金の運用利子の利率が上がったことにより、精査の上、計上しております。また、各科目の減額補正につきましても、事務事業の執行精査によるものが主な理由となっておりますので、説明は省略させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の50万円は、防犯灯の修繕を実施し

ようとするものです。

次に、18ページの目5障害者福祉費、節19扶助費の3,530万円は、各種障がい者福祉サービスに予算不足が見込まれるため、増額補正するものです。

項2児童福祉費、目3障害児通所支援費、節19扶助費の500万円は、利用日数、新規利用者数の増加により計上するものです。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費の1,900万円は、森町葬苑改修工事の実施設計業務委託料を計上するものです。なお、本業務は全額明許繰越しをし、令和7年度にかけて実施しようとするものです。資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、20ページの目3予防費、節18負担金補助及び交付金の予防接種給付事業負担金の684万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン及びポリオワクチン接種に係る健康被害給付金を計上するものです。

項2清掃費の40万4,000円は、処分場の小破修繕料を計上するものです。

次に、22ページの款6農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費の120万円は、鹿駆除頭数の増加により予算不足が見込まれるため、増額するものです。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節8旅費及び節12委託料の補正については、フィリピン・ア克兰州からの人材の受入れ支援に係る連携協定締結式に出席する旅費とアテンド業務委託料となっております。また、節18負担金補助及び交付金の100万円は、今年度から始まった創業支援事業補助金の申請件数が当初見込んでいたよりも多く、予算不足が懸念されるため、補正するものです。

目2観光費、節10需用費の72万8,000円は、Y・O・U・遊・もり男子トイレ自動ドア開閉装置取替え修繕のほか、小破修繕を計上するものです。節12委託料及び節13使用料及び賃借料の補正は、来年の桜まつりに向け青葉ヶ丘公園及びオニウシ公園内の桜をデジタルマップに掲載するための委託料とウェブサーバーの使用料となっております。

次に、24ページの款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節11役務費及び節12委託料の補正は、森港内の流木処理及び運搬に係る費用を計上するものです。

次に、26ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料は、砂原小学校の電気時計取替え修繕、男子トイレ小便器取替え修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料は、森中学校のボイラーを修繕しようとするものです。また、節17備品購入費の35万円は、個人の方からいただいた寄附を活用し、砂原中学校に電子黒板を購入するものです。

次に、28ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金補助及び交付金の20万円は、各種スポーツ大会の参加負担金に予算不足が見込まれるため、補正するものです。

目2体育施設費、節10需用費の修繕料35万2,000円は、ファミリーヘルスプラザ外壁修繕

のほか、小破修繕料を計上するものです。

目3 学校給食費、節10 需用費の修繕料67万4,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんか。

○2番（河野文彦君） 22ページ、商工費の森町創業支援事業補助金で増額ということなのですが、これたしか当初予算で300万円でしたっけ、最大100万円で3件分というような形だったかと思うのですが、これ補正になったということは当初予算で確保した分は全て申請が来て使い切ってしまったというところでのいいのか、まずお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

本件につきましては、申請件数が3件ございます。3件のうち限度額の100万円の交付決定をしているのが2件、またこちら2分の1の補助ですので、事業費の中で100万円の限度額までいかない69万5,000円が1件で、現在交付決定済みの金額が269万5,000円となっております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 創業支援というところでこういった支援を使っただけということなので、大変喜ばしいことかなというふうに思っていました。これからはぜひ、今回補正したということは次申請来たときに足りなくなるのか、もう既に申請したいという方がいるのか、ちょっとそこまでは分からないのですが、今後この補正を使い切っても、もし年度内でまだ出せる機会があるのであればもう一回補正かけてでもぜひ創業者支援というのに進めていってほしいし、こういった実績がありましたよというところも何か広報でも可能であれば町民の方に周知して、創業支援をより盛り上げていくというのが必要かなと思うのですが、いかがですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

現在のところ4件目の相談等についてはまだございませんが、まだ12月ということで今後申請がもしあった場合に予算不足が懸念されるということで補正をさせていただいて計上させていただいております。

また、周知の件につきましては、実績も今年度からもう3件もございますので、今後もう少し大きく周知できるような体制というのは整えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 別件です。26ページの中学校費の電子黒板、たしかこれ別な予算で各学校に電子黒板って全て購入してあったと私認識していたのですが、今回改めて追加購入することになった理由をお願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えいたします。

電子黒板につきましては、各小中学校、普通教室、特別支援学級分と、あとそのほかに美術室だとか理科室で使う用に3台くらいずつ配付というか配分しております。ただ、今回寄附いただいたということで、これにつきましては砂原中学校卒業生だった方が砂原中学校にということで30万円寄附いただきまして、砂原中学校で必要なものは何かということを確認したところ、電子黒板使い勝手がすごくいいということで、今ある以上に活用したいということで今回電子黒板ということになりました。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、17ページ、地方バス生活路線維持費補助金が27万6,000円計上しているのですが、これというのは函バスに行く部分ですよね。だから、その部分増額する意味というのはどういうことなのだろう。というのは、砂原線が廃止になるという状況の中で増額補正するというのはどういう意味なのかなと思って、まずその辺をお願いします。

○企画振興課参事（池田恵太君） お答えいたします。

今回函バスさんに補助する地方バス生活路線維持費補助金についての増額なのですが、こちら令和5年10月分から令和6年9月分までの路線の補助となっております、増額した理由なのですが、函館バスのキロ当たりの経費というのが昨年より上がっておりまして、それに伴って増額したもの、あと運賃箱だとか新しい紙幣、新500円対応に改修したため増額となったものです。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうすると、今の説明だと6年の9月までということで増額したもののだけでも、では今後はこの部分というのは来年度以降ないのだというふうな認識でいいのですよね。どうなのだろうか。

○企画振興課参事（池田恵太君） 今後ですが、この補助金に関しましては砂原線のみならず、長万部函館間の路線の分も入っておりますので、来年度からは砂原線がなくなった分に関しては減額されるという形になります。

以上です。

○13番（松田兼宗君） それで、21ページの予防費の負担金補助及び交付金のところの中での先ほどの説明、ポリオとコロナの部分の予防接種の中で健康被害についての対応の部分なのだという話で説明があったと思うのですが、それ具体的にどのような健康被害というか、その辺が出ているのかちょっと教えていただきたいのですが。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この負担金補助及び交付金の684万6,000円の内訳なのですが、ポリオの部分に関しましては595万7,800円ということで、これにつきましては過去に、平成15年6月26日にもう既に障がい認定された方のそれ以降の医療費が、本人がリハビリについては該当にならないと自分で思い込んでいて申請しなかった分を全て遡って交付するものです。残りの88万7,490円につきましては、これは新型コロナの部分になります。これは令和3年9月5

日に接種を行った方の分といたしまして、今回初めてというか、過去も含めると2件目になるのですけれども、新規で健康被害に遭われた方の分の交付ということで、これに関し
ての病名ですけれども、急性好酸球性肺炎という肺炎の病気でございます。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） そうすると、ポリオに関しては後から申請というのはあり得る話
でいいのですが、コロナの方の健康被害という部分は2件目だと今言いましたけれども、
今後発生するというか、今後ポリオもたたくここ何年か後に申請を出してそういう健康被害
があったよというのは認定してもらえば補助金を出していくということに、その都度出し
ていくという形で、考え方でいいのですか。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

もし健康被害に遭われた方、心当たりある場合はまず一度保健センターに相談いただき
まして、場合によっては、一応保健センターで全てこれは対象になるよとか、そういう判
断はできませんので、あくまでも申請があった後に、森町の中にも健康被害調査委員会と
いうのがございますので、それにかけた上で、さらに道なり厚生労働省なりというところ
に進達をして判断していただくという形になります。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 別なところで23ページ、商工費のデジタルガイドマップの話なの
ですが、これ先ほどの説明では桜まつりのときのやつだという話で言っているのですが、
それはいいのですが、森町全体の観光というか、ことをやる、あるいは関連の例えば飲食
店がここにあるとか、そういうことも含めての掲載を考えているのでしょうか、単なる祭
りの紹介のガイドマップなののでしょうか、ちょっとその辺をお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

本会議での計上については、先ほど説明あったとおり青葉ヶ丘公園、オニウシ公園の桜
のデジタルマップを作ることをまず目的としております。ただ、こちらのデジタルガイド
マップにつきましては、今後町内全体の飲食店または宿泊施設、そういったところの情報
も随時掲載していきながら、町全体の観光ガイドマップ、こちらを整備していきたい、そ
のように考えております。

○13番（松田兼宗君） そしたら、あくまでも今回は来春の桜まつりについてがあれだ
ということはいいいのですが、そうすると桜まつりはいいのですが、時系列というか、今こ
ういう状態だよということを含めての掲載が可能なかどうか。これだと多分一回作って
おしまいということなのか、その辺もう一度お願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

こちらの地図については、職員のほうで今後更新が可能となっております。ですので、
新たな情報を随時追加し、なくなったものですとか、今回公園の桜の木を何点か掲載して
いきたいと考えているのですけれども、やはりそういった新しく植栽した木であったり
すとか、そういったものも随時更新しながら進めていきたい。また、町内の飲食店または

宿泊施設等についても同じで、新たに創業されたお店とかというのも新規で掲載できるような形で進めていきたいと、そのように考えております。

○13番（松田兼宗君） 最後にもう一点、最初の説明の中で水道光熱費が、電気料の分が上がっている分がかなりあちこちで増額計上しているのですが、増額計上はある程度仕方ない部分ってあるのですが、今後値上げという言葉はあれですが、まだ出てくるのですよね、電気代ばかりではなくて燃料費とか、灯油から何から、そういうものがどんどん上がっているわけですから。その中で対策として何らか考えているのでしょうか。というのは、節電とか何かということを考えていかなければならないときになっているのかなと思っていてのですが、その辺何かあればお知らせください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

節電につきましては、例えば昼休みの休憩時間ですとかは電気を消灯しておりますし、これまでも節電等には努めておりますし、燃料費に至っても同様に節減に努めているところ です。その上での補正ということになっていきますので、ある程度また今後見直せるべきところはあるかどうか再度検討させていただきますけれども、この値上がりに対しての補正はある程度致し方ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第8、議案第3号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第3号について説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,855万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億2,701万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金2,850万円の増額は、歳出で説明いたします保険給付費の増額に伴うものです。

款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金5万2,000円の増額は、国民健康保険事業基金運用利子の発生によるものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款2保険給付費、項2高額療養費、目1高額療養費2,850万円の増額は、高額療養費支給金の増加によるものです。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金2万5,000円の減額につきましては、基金運用利子分として5万2,000円の増額及び財源調整のため繰越金分を7万7,000円減額しようとするものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金4,000円の増額につきましては、令和5年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の交付額確定に伴うものです。

目4保険給付費等交付金償還金7万3,000円の増額につきましては、令和3年度及び令和4年度保険給付費等交付金の再確定に伴うものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第9、議案第4号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第4号について説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,389万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1 後期高齢者保険料、項1 後期高齢者保険料、目1 特別徴収保険料833万3,000円の減額及び目2 普通徴収保険料664万4,000円の増額は、今後の保険料収納額を見込み補正するものです。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金29万2,000円の減額は、繰越金の補正に伴い財源調整するものです。

款4 繰越金、項1 繰越金108万9,000円の増額は、前年度からの繰越金です。

6ページをお開き願います。歳出、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、金額は変更せず、財源内訳を変更するものです。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金89万2,000円の減額は、前年度の保険料繰越分及び令和6年度の保険料収納見込額を勘案し、減額するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第10、議案第5号 令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第5号について説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億9,840万1,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入についてご説明いたします。4ページをお開き願います。款2 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 認定審査会負担金30万円の増額につきましては、歳

出で説明いたします人件費の増額に伴い補正するものです。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金3万2,000円の増額及び項2 国庫補助金、目1 調整交付金1万3,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

目4 保険者機能強化推進交付金278万2,000円の増額及び目5 介護保険保険者努力支援交付金534万4,000円の増額につきましては、交付金の額の確定に伴い補正するものです。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金5万1,000円の増額、6ページの款6 道支出金、項1 道負担金、目1 介護給付費負担金3万円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、目1 基金運用収入11万4,000円の増額につきましては、準備基金運用利子が確定したことにより補正するものです。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金2万4,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

目5 その他繰入金42万円の増額につきましては、歳出における人件費に充当しようとするものです。

項3 基金繰入金、目1 準備基金繰入金702万7,000円の減額につきましては、歳出における財源内訳の変更、補助金及び交付金の返還により補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費12万円の増額、項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費60万円の増額につきましては、人件費の増額に伴い補正しようとするものです。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費につきましては、介護給付費準備基金繰入金の充当減に伴い、財源内訳の変更をしようとするものです。

項3 その他諸費7万円の増額につきましては、国保連合会審査件数の増加に伴い補正するものです。

項6 特定入所者介護サービス等費12万円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴い補正するものです。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、歳入における交付金の額の確定に伴い、財源内訳の変更をしようとするものです。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目2 償還金105万9,000円の増額につきましては、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

款6 基金積立金、項1 基金積立金11万4,000円の増額につきましては、運用利子を介護給付費準備基金に積立しようとするものです。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入

歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第11、議案第6号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ938万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,482万6,000円にしようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金938万6,000円を減額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、給与改定によるものと予算の精査によるものでございます。節12委託料の職員健康診断委託料の22万4,000円は、職員健康診断委託料の一部に未払いが生じたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第12、議案第7号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。

本案は、令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から27万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億23万8,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、一般会計同様に運用利子が確定したことから3万3,000円を増額しようとするものであります。

また、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、財源調整分といたしまして31万円を減額しようとするものであります。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費、節12委託料につきましては、今年度は貝毒などの影響によりまして搬入されるボイルウロの状態がいいものが多く、飼料会社向けの乾燥処理に回す分が多いことから1,194万9,000円を増額しようとするものであります。また、その反動で状態が悪くセメント会社行きの焼却処理が減少していることから1,263万4,000円を減額しようとするものであります。節24積立金につきましては、歳入でご説明しました運用利子確定に伴い同額を積み立てるものであります。続きまして、節26公課費につきましては、令和5年度分の消費税及び地方消費税の確定申告に伴いまして令和6年度分の中間納付として不足する37万5,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第8号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第8号についてご説明いたします。

本案は、令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものです。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益、8億8,300万3,000円に1,305万4,000円を追加し、8億9,605万7,000円とし、支出、第1款病院事業費用、12億1,769万8,000円に69万1,000円を増額し、12億1,838万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「1,627万1,000円」を「1,524万5,000円」に改めるものです。収入、第1款資本的収入、1億3,696万円から102万7,000円を減額し、1億3,593万3,000円とし、支出、第1款資本的支出、1億5,323万1,000円から205万3,000円を減額し、1億5,117万8,000円とするものです。

2ページをお開きください。第4条、債務負担行為の補正は、記載のとおり項目を追加するものでございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を記載のとおり2科目について減額及び増額補正するものでございます。

以下、4ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金の1,305万4,000円増額は、令和5年度企業債確定による利息を精査したものと不採算地区病院運営補助金としての繰入金であります。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費の74万2,000円増額は、職員の住居及び児童手当と先ほど条例改正を提案いたしました薬剤師手当における増額補正分でございます。

項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費5万1,000円の減額は、令和5年度に借入れしました企業債の利息の精査によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金の102万7,000

円の減額は、令和５年度に借り入れた企業債償還金の精査によるものでございます。

支出の款１資本的支出、項２企業債償還金、目１企業債償還金の205万3,000円の減額につきましても令和５年度に借り入れた企業債償還金元金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書４ページからです。収入、支出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第13、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第９号

○議長（木村俊広君）　日程第14、議案第９号　令和６年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君）　それでは、議案第９号についてご説明申し上げます。

本案は、令和６年度森町水道事業会計補正予算の第２回目となるものです。

第２条の業務の予定量について、尾白内地区配水管移設更新工事の工事量を延長114メートルにしようとするものです。

第３条の資本的収入及び支出について、予算第４条本文括弧書き中の資本的支出額に対し不足する額「5,576万8,000円」を「5,876万8,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「4,027万3,000円」を「4,327万3,000円」に改め、支出の第１款水道事業資本的支出を既決予定額の１億1,078万9,000円から300万円増額し、支出総額を１億1,378万9,000円にしようとするものでございます。

第５条の債務負担行為について、水道事業会計予算第５条として債務負担行為をすることができ、事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。事項として令和７年度水道施設庁舎清掃委託業務に係る債務負担行為、期間として令和６年度から令和７年度、限度額として332万4,000円でございます。債務負担行為に関する調書は、４ページに記載になっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。３ページをお開き願います。資本的収入

及び支出の支出について、款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 水道施設費300 万円の増額は、北海道開発局施行の港湾道路工事に伴い配水管移設更新工事の延長が60メートルから114メートルになるため、補正するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 3 ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 10 号

○議長（木村俊広君） 日程第15、議案第10号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第10号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量は、ポリ鉄R、予定数量 8 万8,830キログラムでございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、契約単価 1 キログラム当たり92.4円、予定年間総額820万7,892円でございます。取得の相手方は、函館市西桔梗町589番地57、小柳協同株式会社函館営業所営業所所長、野田慶幸でございます。契約日は、令和 6 年 4 月 17 日でございます。

提案理由は、取得予定金額について、地方自治法第96条第 1 項第 8 号に規定する条例で定める動産の取得となる700万円を超えることになったため、承認を得たいので、提案するものでございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー 3 を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから議案第10号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第15、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第16、意見書案第1号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
これから意見書案第1号を採決します。
この採決は起立により行います。
意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。
よって、日程第16、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第17、意見書案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
これから意見書案第2号を採決します。
この採決は起立により行います。
意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第17、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第18、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審議または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することと決定しました。

◎日程第19 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第19、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） お諮りします。

これをもちまして令和6年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和6年第1回森町議会12月会議を終了します。

お疲れさまでした。

休会 午後 4時06分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和6年12月10日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員